

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する業務規程
Operational Rules
JPD_P_01.04J
Rev.9

2026年9月1日

テュフズードジャパン株式会社

【目 的】

- 第1条** 本規程は、テュフズードジャパン株式会社（以下「当社」という。）が電波法（昭和25年法律第131号、以下「法」という。）第38条の6第1項の規定による特定無線設備の技術基準適合証明（以下「証明」という。）及び法第38条の24第1項の規定による特定無線設備の工事設計についての認証（以下「認証」という。）を行うために必要な事項を定め、これをもって証明及び認証（以下「証明等」という。）の公平かつ円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2** 本規程は、ISO/IEC 17025（校正及び試験を行う試験所の能力に関する一般要求事項）に合致した当社の品質マニュアルを補足するものでもある。必要な場合は、当社の品質マニュアルを適用して当該業務を遂行する。

【一 登録に係る事業の区分】

（対象とする無線設備）

- 第2条** 当社が証明等を行う無線設備は、法第38条の2の2第1項第1号及び第2号並びに第3号に定める特定無線設備とする。

【二 技術基準適合証明の業務を行う時間及び休日に関する事項】

（業務時間）

- 第3条** 証明等の業務を行う時間は、午前9時00分から午後5時00分までとする。

（休日）

- 第4条** 証明等の業務の休日は、以下の通りとする。
- 一 土曜日、日曜日
 - 二 祝祭日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）
 - 三 年末年始（当社規定による）
 - 四 夏季休暇（当社規定による）

【三 技術基準適合証明の業務を行う事務所に関する事項】

（業務を行う事務所）

- 第5条** 証明等を行う場所（以下「事務所」という。）は、下記の通りとする。
- テュフズードジャパン株式会社
米沢試験所
〒992-1128 山形県米沢市八幡原 5-4149-7
- 2** 上記以外の事務所として、必要に応じ他都道府県に事務所を置く場合がある。

【四 技術基準適合証明等の業務の実施方法及びその公開の方法に関する事項】

（業務規程の公開）

- 第6条** 当社のウェブページにおいて、業務規程を公開するものとする。
- 2** 証明等規則第11条第2項の規定により、業務規程の変更の届出を実施した際には、速やかにウェブページの更新を実施するものとする。

（証明の申込み）

- 第7条** 証明を受けようとする者は、別表第1号の申込書及び別表第2号の同意書及び別表第3号に規定する書類及び資料（以下「証明の書類等」という。）並びに申込設備を提出するものとする。
- 2** 当社は、前項に規定する証明の書類等及び申込設備が事務所に到達した場合は速やかに申込みを受理する（受理するとは、申込書及び書類について様式審査を行い、適合している場合に行う行為をいう）。
- 3** 一つの申し込みに係る申込設備の数は、100台以下とする。

（審査）

- 第8条** 当社は、前条の申込を受理したときは、遅滞なく証明員をして審査を行わせる。
- 2** 審査は特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号。以下「証明等規則」という。）別表第1号に基づき、工事設計の審査、対比照合審査及び特性試験を行う。
- 3** 第1項において、証明等規則別表第1号一（3）の規定の申込設備が提出されない場合にあっては、次の各号の書類により審査を行う。
- 一 申込設備の写真（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。）

- 二 試験結果報告書（特性試験の結果を記載した書類で、ア、試験担当者及び責任者名、イ、試験実施年月日、ウ、試験実施場所、エ、試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関、オ、特定無線設備の名称、カ、試験項目及び試験結果、キ、試験の方法、及びその他の付随する情報を記載した書類をいう。以下同じ。）
- 4 前項第2号の試験結果報告書の記載事項が、次の各号に適合しているかの確認を行い、及び試験結果が適合しているかの確認を行うことで、特性試験に代え適合性の審査を実施する。
- 一 法第24条の2第4項第2号の規定による較正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。
- 二 証明等規則別表第1号一（3）に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
- 三 法別表第4に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げると同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。
- 5 証明等規則第6条第3項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第4号に基づき、変更のあった部分に関し、第2項から前項までの審査及び特性試験を行う。
- 6 特性試験にあつては、申込台数により別表第5号に示す台数の抜き取りを実施し評価を行う。なお、抜き取りにより評価を実施した結果、電気的特性のばらつきが大きいと認められる場合は、さらに同数の抜き取りを行うか全数に対し評価を行う。

（審査結果の通知）

- 第9条** 当社は、前条の審査の結果、当該申込設備について証明を行ったときには、別表第6号に定める様式の技術基準適合 証明書をもって申込者に通知する。
- 2 前条の審査の結果、証明を拒否するときには、その旨の理由を付した別表第7号の文書をもって申込者に通知する。
 - 3 第1項及び第2項の通知は原則として申込を受理した日から10日（第4条で規定する休日の期間を除く）以内に行う。
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。
 - 一 手数料の収納が確認されなかったとき。
 - 二 証明の審査の過程で申込者に対し追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。
 - 三 第7条に規定する書類に不備があったとき。

（証明の報告及び審査結果の公表）

- 第10条** 当社は、前条第1項の証明を行ったときは、証明等規則第6条第4項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月1日から15日まで、16日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後2週間以内に総務大臣に提出する。
- 一 証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 証明を受けた特定無線設備の種別
 - 三 証明を受けた特製無線設備の型式又は名称
 - 四 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - 五 証明番号
 - 六 証明をした年月日
- 2 当社は前項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に申込者の同意を得なければならない。

（申込の取り下げ）

- 第11条** 申込者は、申込の全部又は一部を取り下げることが出来る。
- 2 当社は、申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の 取下げを求めることができる。
 - 一 申込の受理を行ってから30日以内に手数料の納付がなかったとき。
 - 二 第8条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
 - 三 第7条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置を取らなかったとき。

(表示)

第 12 条 当社は、証明を行ったときは、別表第 8 号に定める表示を申込者に交付し、証明を行った設備の見やすい箇所に表示するものとする。

(証明事項の変更届出等)

第 13 条 証明を受けた者は、第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる事項に変更(証明を受けた日から起算して 10 年を経過するまでの間の変更に限る。)があったときは、証明等規則第 6 条第 6 項に基づき、遅滞なく証明等規則様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な証明等についての報告)

第 14 条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- 一 証明を受けた者が不正な手段により証明を受けたこと。
- 二 証明員が法令に違反して証明の審査をしたこと。

(認証の申込)

第 15 条 認証を受けようとする者は、別表第 9 号の申込書及び別表第 10 号の同意書及び別表第 3 号に規定する書類及び資料 (以下「認証の書類等」という。)並びに申込設備を提出するものとする。

- 2 当社は、前項の認証の書類等及び申込設備が、事務所に到達した場合は速やかに申込を受理する(受理するとは、申込書及び書類について様式審査を行い、適合している場合に行う行為をいう。)
- 3 当社は申込を受理した場合は、すみやかに受付処理を行い、別表第 11 号に定める様式の受付確認通知書を申込者に通知する。

(審査)

第 16 条 当社は、前条の申込を受理したときは、遅滞なく証明員をして審査を行わせる。

- 2 審査は、証明等規則別表第 3 号の規定に基づき、工事設計の審査、対比照合審査、特性試験及び確認方法の審査を行う。
- 3 第 1 項において、証明等規則別表第 3 号二において準用する別表第 1 号一 (3) の規定により申込設備が提出されない場合にあっては、次の各号の書類により審査を行う。
 - 一 申込設備の写真 (特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図面であって寸法を記入したもの。以下同じ。)
 - 二 試験結果報告書 (特性試験の結果を記載した書類で、ア、試験担当者名及び責任者名、イ、試験実施年月日、ウ、試験実施場所、エ、試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関、オ、特定無線設備の名称、カ、試験項目及び試験結果、キ、試験方法、及びその他の付随する情報を記載した書類をいう。以下同じ。)
- 4 前項第 2 号の試験結果報告書の記載事項が、次の各号に適合しているかの確認を行い、及び試験結果が適合しているかの確認を行うことで、特性試験を代え適合性の審査を実施する。
 - 一 法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号の規定による較正等を受けた測定器を使用して特性試験を行ったものであること。
 - 二 証明等規則別表第 3 号二において準用する別表第 1 号一 (3) に規定する特性試験の方法に従って実施した試験であること。
- 3 法別表第 4 に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者、若しくは、当社が同表に掲げる者と同等の知識経験を有すると認める者が試験を行ったものであること。
- 5 証明等規則第 17 条第 3 項に規定される変更の工事を行った特定無線設備の申込については、別表第 4 号に基づき、変更のあった部分に関し、第 2 項から前項までの審査及び特性試験を行う。

(審査結果の通知)

第 17 条 当社は、前条の審査の結果、当該申込設備について認証を行ったときには、別表第 12 号に定める様式の認証書をもって申込者に通知する。

- 2 前条の審査の結果、認証を拒否するときは、その旨の理由を付した別表 13 号の文書をもって申込者に通知する。
- 3 第 1 項及び第 2 項の通知は原則として申込を受理した日から 10 日 (第 4 条で規定する休日の期間を除く) 以内に行う。
ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- 一 手数料の納付が確認されなかったとき。
- 二 認証の審査の過程で申込者に対し追加の書類の提出、又は申込設備の提出を求めたとき。
- 三 第 15 条に規定する書類に不備があったとき。

(認証の報告及び審査結果の公表)

第 18 条 当社は、前条第 1 項の認証を行ったときは、証明規則第 17 条第 4 項の規定に基づき次に掲げる事項を記載した報告書を毎月 1 日から 15 日まで、16 日から末日までの期間毎に、それぞれ期間経過後 2 週間以内に総務大臣に提出する。

- 一 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 認証を受けた特定無線設備の種別
 - 三 認証を受けた特定無線設備の型式又は名称
 - 四 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - 五 認証番号
 - 六 認証をした年月日
 - 七 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨
 - 八 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であって寸法を記入したものをいう。）
 - 九 別表第三号二において準用する別表第一号一(3)の規定による特性試験の結果
 - 十 工事設計認証をした証明書の写し
 - 十一 公示を希望する日
- 2 当社は事項に掲げる事項以外の情報を公表しようとするときは、事前に申込者の同意を得なければならない。

(検査記録の作成等)

第 19 条 第 17 条第 1 項の認証を受けた者（以下「認証取扱業者」という。）は、認証に係る確認の方法に従い、当該工事設計認証に基づく特定無線設備について検査を行い、証明等規則第 19 条に基づき次の事項を記載した検査記録を作成し、検査の日から 10 年間保管しなければならない。

- 一 検査に係る工事設計認証番号
 - 二 検査を行った年月日及び場所
 - 三 検査を行った責任者の氏名
 - 四 検査を行った特定無線設備の数量
 - 五 検査の方法
 - 六 検査の結果
- 2 前項に規定する検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(申込の取下げ)

第 20 条 申込者は、申込の全部又は一部を取り下げることが出来る。

- 2 当社は、申込を受理した日から起算して 30 日を経過し、かつ、以下のいずれかに該当するときは、申込者に対し申込の取下げを求めることが出来る。
- 一 申込の受理を行ってから 30 日以内に手数料の納付がなかったとき。
- 二 第 16 条に規定する審査の過程において、当社が申込者に追加の書類又は申込設備の提出を求めた日から 20 日以内に提出がなかったとき。
- 三 第 15 条に規定する書類に不備があり、その補正を求めた日から 20 日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

(表示)

第 21 条 認証取扱業者は、認証に基づく特定無線設備について第 19 条の義務を履行したときは、証明等規則第 20 条に基づき当該特定無線設備の見やすい個所に認証の表示を行うものとする。

- 2 前項の表示は、別表第 8 号（証明等規則様式第 7 号）に定めるとおりとする。

(認証事項の変更届出等)

第 22 条 認証を受けた者は、第 18 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項に変更（認証に基づく特定無線設備について検査を最終に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間の変更に限る。）があったときは、証明等規則第 17 条第 6 項に基づき、遅延なく証明等規則様式第 6 号の届出書を総務大臣に提出するものとする。

2 前項の届出書を総務大臣に提出したときは、当該届出書の写しを当社に提出するものとする。

(不正な認証等についての報告)

第 23 条 当社は、次に掲げる事項を知ったときには、直ちに、その旨を総務大臣に報告するものとする。

- 一 認証取扱業者が不正な手段により認証を受けたこと
- 二 証明員が法令に違反して認証の審査をしたこと
- 三 認証工事設計に基づく特定無線設備が技術基準に適合していないこと

【五 特性試験及び試験の一部委託等に関する事項】

(試験等)

第 24 条 当社は、申込が次の各号のいずれかに該当するときは、証明等の申込に係る特定無線設備について試験を行う。

- 一 証明規則第 6 条第 1 項もしくは同条第 3 項の規定に基づき特定無線設備の提出を受けたとき。
- 二 証明規則第 17 条第 1 項もしくは同条第 3 項の規定に基づき当該設計に基づく特定無線設備の提出を受けたとき。
- 2 試験員は、証明等規則別表第 1 号一（3）又は別表第 3 号二に準用される別表第 1 号一（3）の規定に基づき試験を実施し、試験結果報告書を作成し、証明員に報告する。
- 3 前項の試験結果報告書に記載する事項は次のとおりとする。
- 一 試験担当者名及び責任者名
- 二 試験実施年月日
- 三 試験実施場所
- 四 試験に使用した測定器の名称及び型番並びに製造番号、較正を行った年月日及び較正を行った機関
- 五 特定無線設備の名称
- 六 試験項目及び試験結果
- 七 試験の方法
- 八 その他の付随する情報

(試験の委託)

第 25 条 当社は、特定無線設備の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、証明規則第六条第二項の規程に基づき、当該受託者と事前に特定無線設備の試験業務に係る契約書をもって次の事項を取り決める。

- 一 受託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種別
- 二 受託者が、法別表題三号の下欄に掲げる測定器であって、法第二十四条の二第四項第二号のいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月 1 日から起算して 1 年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項
- 三 証明規則別表第一号に定める特性試験を、平成十六年総務省告示第 88 号と同じ、もしくは同等以上の方法によって試験が行われることの確認に関する事項
- 四 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項
- 五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項
- 六 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項
- 七 その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保する為に必要な事項
- 2 特性試験業務を委託する受託者は、下記の事業者とする。
受託者の名称： 株式会社ディーエスピーリサーチ
所在地： 神戸市中央区港島南町一丁目四番地三
受託者の名称： DT&C CO., Ltd.
所在地： 42, Yurim-ro 154beon-gil, Cheoin-gu, Yongin-si, Gyeonggi-do, Korea, 17042
- 3 当社は前々項に掲げる事項の情報について公開請求があったときは、受託者にその旨を連絡した上で、当該事項について口頭による説明又は文書にて公開するものとする。
- 4 当社は、前項の請求に正当な理由が認められないときはこれを拒否することが出来る。

(測定器等の管理)

第 26 条 当社は、無線通信ラボにおいて、試験が適正に実施されるよう、測定器等及び測定室の環境について管理する。

(測定器等の較正)

第 27 条 当社は、試験所品質管理者において、試験に使用する測定器等について、法第 24 条の 2 第 4 項第 2 号のイからハで規定されるいずれかの方法により較正を一年周期で行う。

【六 手数料の額及びその収納の方法に関する事項】

(手数料の額等)

第 28 条 第 6 条の証明及び第 15 条の認証を受けようとする者が支払う手数料の額は、別表第 14 号に記載のとおりとする。

2 申込件数実績又は特別の事由により第 1 項の手数料の額を減額する場合の手数料の額は、別表第 14 号に記載のとおりとする。

3 特別な事由により第 1 項の手数料の額を増額する場合の手数料の額は、別表第 14 号に記載のとおりとする。

4 第 1 号から前号に定めのない手数料の額については、別表第 14 号に記載のとおりとする。

(手数料の収納の方法)

第 29 条 証明又は認証の申込の受理を行った場合の手数料の収納方法は、別表第 14 号に記載のとおりとする。

【七 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項】

(証明員の選任及び解任)

第 30 条 証明員の資格は、法別表第 4 に定めるところによる。

2 証明員の選任又は解任は当社 代表取締役が行う。ただし、次に掲げる場合でなければその意に反して解任することはできない。

一 証明員に休職を命じたとき

二 証明員を解雇したとき

三 証明員が退職したとき

四 証明員が法及びこれに基づく命令に違反したとき

五 証明員がその職務を遂行することが適任でないと判断されるとき

3 当社 代表取締役は、証明員が法及びこれに基づく命令又は当社の諸規定に違反したときは、戒告、減給、停職及び免職の懲戒を行うことができる。

4 当社 代表取締役は証明員を選任し又は解任したときは、証明等規則第 9 条に規定する手続きによりその旨を総務大臣に届け出るものとする。

(証明員の配置)

第 31 条 証明員の配置は第 5 条に規定する事務所の所在地とする。

2 証明員の事務所への配置は 1 名以上とし、複数名となるように配置計画を立てる。

(証明員の職務遂行)

第 32 条 証明員は、証明又は認証の公共性及び重要性を自覚し、上司の指示に従い、厳正に職務を遂行しなければならない。

2 当社は、証明員が過去 2 年間に証明等のあった特定無線設備の製造業者の役員又は従業員であったときは、当該申込に係る証明等の証明及び証明の業務に従事させてはならない。

【八 技術基準適合証明の業務に関する秘密の保持に関する事項】

(秘密の保持)

第 33 条 役員、証明員、従業者及びその職にあった者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

【九 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項】

(帳簿等の管理)

第 34 条 法第 38 条の 12 に規定する帳簿の記載内容は証明等規則第 13 条第 1 項に規定する内容とし、帳簿は EMC ラボ RF マネージャーが管理するものとする。

(帳簿の種類及び保存期間)

第 35 条 帳簿及び書類（以下「帳簿等」という。）の種類及び保存期間は次のとおりとし、帳簿等の管理については、下記に定めた管理者により行われるものとする。）

一	証明等規則第 13 条に定める帳簿	10 年	EMC ラボ RF マネージャー
二	証明等規則第 21 条に準用される証明等規則第 13 条に定める帳簿	10 年	EMC ラボ RF マネージャー
三	申込書及び同意書	10 年	EMC ラボ RF マネージャー
四	試験結果通知書	10 年	EMC ラボ RF マネージャー
五	測定器等管理簿	10 年	試験所品質管理者
六	測定器較正管理簿	10 年	試験所品質管理者
七	拒否及び取り消し通知書	10 年	EMC ラボ RF マネージャー
2	前項の帳簿等の保存期間は、当該帳簿等の完結した日から起算する。		

(帳簿等の保管方法)

第 36 条 帳簿等は、管理が適切に行うことの出来る専用の場所で保管を行う。また、電磁的記録により作成された帳簿等は、電磁的記録により保管する。

【十 財務諸表の備付け及び閲覧の方法に関する事項】

(会計帳簿)

第 37 条 当社は、会計帳簿を備え、収入及び支出を勘定科目に従い明確に整理する。但し、収入については、証明及び証明の業務によるものと、それ以外の業務によるものとにこれを区分の上整理する。

2 前項の会計帳簿及びその会計に関する書類の保存期間は、10 年とする。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第 38 条 当社は、次の各号に掲げる資料を電磁的記録として 5 年間備え付けるものとする。

- | | |
|---|--|
| 一 | 決算報告 |
| 二 | 損益計算書 |
| 三 | 貸借対照表 |
| 四 | 固定資産台帳 |
| 2 | 当社は、法第 38 条の 11 第 2 項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い前項の資料を出力装置の映像面に表示する方法にて閲覧に供するものとする。 |
| 3 | 当社は、法第 38 条の 11 第 2 項に規定する者からの請求を受けた際には、同法同項の規定に従い前項の資料を当社のファイル送信システムである TUV SUD DropOff にて、電磁的方法で送信するものとする。 |
| 4 | 前項に関わるファイル送信の手数料は、6, 0 0 0 円とする。 |
| 5 | 前項の請求に合理的な理由が見出すことが出来ない場合、当社はこの請求を拒否することがある。 |

【十一 その他技術適合証明の業務の実施に関し必要な事項】

(証明、認証業務の基本方針)

第 39 条 証明、認証業務の執行にあたり、以下に掲げるところによる。

- | | |
|---|--|
| 一 | 全ての申込者に対し公正な取扱を行うこと。 |
| 二 | 審査は、電波法、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則、無線設備規則、電波法施行規則、及び関連告示等に基づき行う。 |
| 三 | 証明、認証業務の透明性及び公平性を確保するため、当該業務に関する情報をホームページ等で公開する。 |
| 四 | 役員、証明員、従業員及びその職にあった者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。 |

附則（初版制定）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成30年11月16日以降に当社が受理を行った申込から適用する。

附則（改正 平成31年4月15日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年5月1日から適用する。

附則（改正 令和元年6月10日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年6月17日から適用する。

附則（改正 令和元年7月25日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和元年8月1日から適用する。

附則（改正 令和2年3月2日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年3月9日から適用する。

附則（改正 令和2年9月10日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年9月15日から適用する。

附則（改正 令和2年12月7日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年12月11日から適用する。

附則（改正 令和3年12月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和3年12月24日から適用する。

附則（改正 令和4年7月11日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年7月15日から適用する。

附則（改正 令和4年9月27日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年10月3日から適用する。

附則（改正 令和5年12月22日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年1月9日から適用する。

附則（改正 令和6年3月28日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和6年4月5日から適用する。

附則（改正 令和7年9月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和7年9月5日から適用する。



附則（改正 令和8年9月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和8年9月4日 から適用する。

技術基準適合証明申込書

(1) 申 込 者	本社所在地
	名 称
	代表者役職名
	氏 名

®

[illegible]

印

記

申込区分		新規		変更
特定無線設備の種別				
特定無線設備の型式又は名称				
特定無線設備の製造番号		特定無線設備の数		
備 考				

別表第2号

技術基準適合証明業務申込同意書



テュフズードジャパン株式会社を甲とし、電波法第38条の6に規定する技術基準適合証明の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により技術基準適合証明業務の申込に関し同意します。

- 第1条 (適用)
本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する技術基準適合証明(以下「証明」という)の業務に適用するものとします。
- 第2条 (本同意書の有効期限)
本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインを行った日から証明を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。
- 第3条 (技術基準適合証明申込書)
1 本同意書と同時に乙が提出する技術基準適合証明申込書(以下「申込書」という)は申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。
2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅延なく甲に届出を行うものとします。
- 第4条 (技術基準適合証明申込書類)
1 乙が申込書と同時に甲に提出する技術基準適合証明申込書類(以下「申込書類」という)の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとします。
2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。
- 第5条 (試験結果報告書)
1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。
2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。
- 第6条 (審査)
甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。
- 第7条 (秘密保持)
1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財産、生産、営業等の内容について、その秘密の保持を行う義務を負います。
2 甲は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、乙に事前にその旨を通知し、申込書類の内容を必要最小限の範囲内で総務省に開示することが出来るものとします。
3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインを行った日から1年間とします。ただしこの期間を書面通知により延長することを甲は拒まないものとします。
- 第8条 (責任制限)
1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。
2 甲が証明を行った後、乙が証明を受けた設備の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が証明の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。
3 甲が証明を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。
4 申込設備は空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。但し、申込設備が証明規則第2条第1項19号、第2条第1項19号の2、第2条第1項19号の2の2、第2条第1項19号の2の3、第2条第1項19号の3、第2条第1項19号の3の2及び第2条第1項19号の11の無線設備に限る。
- 第9条 (管轄裁判所)
本同意書に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。
- 第10条 (協議)
本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名(記名)押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとします。

甲: 住所 〒151-0051 東京都新渋谷区千駄ヶ谷5-31-11
会社名 テュフズードジャパン株式会社 代表取締役社長
乙: 住所 〒
申込者 会社名:
氏 名: 印
肩 書:
日 付: 令和 年 月 日

別表第3号

証明等の申込に係る提出書類及び資料

項番	必要な書類及び資料	証明	認証	内容又は摘要
1	事務委任届	○	○	申込者が申込に係る手続きを第三者に委任する場合の委任届
2	技術基準適合証明業務申込同意書	○		(別表第2号)
3	技術基準適合証明業務申込書	○		(別表第1号)
4	工事設計認証業務申込同意書		○	(別表第10号)
5	工事設計認証業務申込書		○	(別表第9号)
6	変更内容説明書	○	○	証明又は認証を受けた特定無線設備の変更の工事を行った内容及び電気的特性並びにその他必要な事項について記載したもの。
7	工事設計書	○	○	証明等規則別表第2号に係る様式及び書類並びに資料、工事設計の内容を説明するために必要となる資料及び事項を記載したもの。
8	確認方法書		○	申込設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る事項を記載した資料(証明等規則別第4号に該当)又は当社が同等と認める書類又は資料。
9	取扱説明書		○	操作及び保守の方法を記載したもの。
10	図面・写真等	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、その外観(寸法を記したもの)及び部品の配置を示したもの並びに認証の場合は認証の表示についてその方法及び寸法を記載したもの。
11	試験結果報告書	○	○	特定無線設備を提出しない場合であって、第7条第3項第2号または第15条第3項第2号で規定する内容が記載されているもの。
12	その他	○	○	審査の過程で参考となる事項を記載した資料。

1 軽微な変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び認証の変更の申込書に添付する書類等

軽微な変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
1 送受信装置 (1) 電子管、半導体製品（集積回路及び記憶部分を含む。以下同じ。）部品及び材料 ア 電子管 イ 半導体製品 ウ 抵抗の種類又は定数 エ 蓄電器の種類又は定数 オ インダクタンス部品 カ フィルタ キ 配線用線類 ク 接続用部品 ケ スイッチ コ マイクロホン サ スピーカー又は受話器 シ 継電器 ス 表示器 セ 水晶片 ソ 配線板 (2) 回路方式（回路方式の変更に伴う電子管、半導体製品、部品及び材料の増設又は撤去を含む。） ア 受信回路 イ プレストーク方式の回路を同時送受話方式のものに変更 ウ スケルチ回路 (3) 部品配置 (4) 表示器及び操作器	同等の性能を有するものに限る。 同上 同等以上の性能を有するものに 限る。 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 局部発振回路及び海上移動業務の無線局の用に供する受信装置に使用するもの（低周波数出力回路を除く。）を除く。 変更後の回路がプレストーク方式における送信時及び受信時の回路構成と同一であるものに限る。 増設又は撤去を含む。 増設又は撤去を含む。（操作性の改善などのためのプログラム変更を含む。）	工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証又は証明を受けた特定無線設備と異なる部分に係るものと及び下記に示すもの 規格名を記載した書類及び工事設計書の添付画面の記載事項に変更を及ぼす場合にはその図面 同上 形状、寸法、定格値及び階級を記載した書類 形状、寸法、規格及び型名を記載した書類 同上 副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類 部品配置図及び副次的に発する電波等の限度に関する点検の結果を記載した書類 工事設計書又は写真、図
2 電源装置 (1) 電源装置の種類 (2) 電源装置の内容（電子管、半導体製品、部品又は材料、回路方式、部品配置等）	同等以上の性能を有する物に限る。 同上	規格名を記載した書類
3 空中線及び給電線	増設、撤去又は取付位置の変更を含む。	外観図又は写真

4 空中線（レーダーに限る。）	周波数又は空中線電力に変更を来すこととならない場合に限る。	
5 指示器（レーダーに限る。）	電氣的性能に変更を来すこととならない場合に限る。	
6 付属装置 （1）選択呼出装置、呼出名称記憶装置、自動識別装置及び送信装置識別装置等 （2）多重端局装置、無線呼出用端局装置、模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメーター付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置 （3）その他の付随装置（警報装置、監視装置及び制御装置等）	増設（新たに追加する場合を含む。移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。）又は撤去を含む。 増設（移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。）又は撤去を含む。いずれも副搬送周波数、最高変調周波数、若しくは偏移周波数に変更を来すこととならない場合又は通信路数（電話通信路以外の通信路の数にあっては、電話通信路に換算した数とする。）が増加することとならない場合に限る。 増設（移動用又は携帯用の機器にあっては、本体と別筐体のものに限る。）又は撤去を含む。	
7 その他 （1）筐体 ア 機器本体の寸法及び形状 イ 機器本体の材質 ウ 機器本体と別筐体のもの	移動用又は携帯用のものにあっては、高さ、幅及び奥行きの和の比が10%までの場合に限る。 材質の強度及び機器の電氣的特性が同等以上の場合に限る。	外観図又は写真 材質の強度に係る書類、点検の結果を記載した書類 外観図又は写真

注 添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。

2 変更の工事に係る事項並びに技術基準適合証明及び認証の変更の申込書に添付する書類等

変更の工事に係る事項	条件	添付を要する書類等
1 送受信装置 技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する電波の型式及び周波数 技術基準適合証明及び認証及び証明を希望する空中線電力 電子管、半導体製品、部品及び材料 回路又はプログラム	回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。 空中線電力を低下させる場合であって、回路方式、筐体の形状及び寸法に変更を来さない場合に限る。ただし、電力増幅器を接続することによって空中線電力を切り替えることができるものを除く。 電波の型式、周波数、空中線電力又は発信若しくは変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。 発振又は変調の方式に変更を来すこととならない場合に限る。	工事設計書並びに申込設備の操作及び保守の方法を記載した書類のうち、既に技術基準適合証明又は認証又は証明を受けた特定無線設備と異なる部分に係るもの
2 付随装置 模写伝送装置、印刷電信装置、秘話装置、テレメータ付加装置、変調信号処理装置等の符号変換装置	副搬送周波数、最高変調周波数若しくは偏移周波数に変更を来すこととなる変更又は増設（新たに追加する場合を含む。）に限る。	

注 添付を要する書類等については、新旧を対照して記載すること。



別表第 5 号

技術基準適合証明の試験に係る抜き取り台数

申込台数	抜き取り台数
1 ～ 2	全数
3 ～ 25	2
26 ～ 50	3
51 ～ 90	5
91 ～ 100	8



別表第 6 号

技術基準適合証明書

証 明 を 受 け た 者	
特 定 無 線 設 備 の 種 別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型 式 又 は 名 称	
製 造 番 号	
証 明 番 号	
証 明 を し た 年 月 日	
備 考	

上記のとおり、電波法第 3 8 条の 6 第 1 項の規定に基づく技術基準適合証明を行ったものであることを証する。

年 月 日

テュフズードジャパン株式会社 Ⓜ

別表第 7 号

殿

年 月 日

テュフズードジャパン株式会社

技術基準適合証明拒否通知書

令和 年 月 日付申込に係る下記 1 の特定無線設備は、下記 2 の理由により技術基準適合証明を行うことを拒否しますので通知します。

記

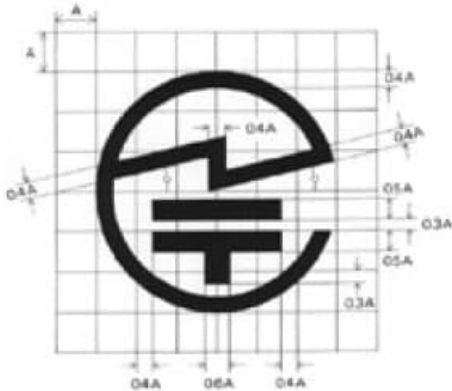
- 1 特定無線設備の内容
 - (1) 特定無線設備の種別
 - (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
 - (3) 型式又は名称
 - (4) 製造番号

- 2 拒否の理由

別表第 8 号

1 証明ラベルの様式

表示する事項は、次の様式の表示及び様式の表示に付加する記号並びに技術基準適合証明番号又は認証番号とする。



- (1) マークは表示を容易に識別することができる大きさであること。
- (2) 材料は、容易に損傷しないものであること。
- (3) 技術基準適合証明番号又は認証番号は第 2 項又は第 3 項とおりであること。
- (4) 地色は、適宜とすること。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- (5) 様式の表示に付加する記号は **R** であること。

2 技術基準適合証明番号

- (1) 技術基準適合証明の最初の番号の 3 文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す 0 1 1 とし、これに続く 1 又は 2 文字は無線設備の種別に従い、次表以降に定める省令で定める記号及び当社で定める整理記号とする。
- (2) 記号に続く番号は、当社が定める 7 桁の数字とする。最初の 2 文字は技術基準適合証明を受けた年号（西暦年数の 1 0 位以下の数字で 2 桁）とし、それに続く 2 桁の番号（番号 1）は申請の通し番号とする。
- (3) (2) の 2 桁の番号（番号 1）に続く 3 桁の番号（番号 2）は、無線設備毎に異なる一連番号で 0 0 1 から 1 0 0 まで順を追って発行する。



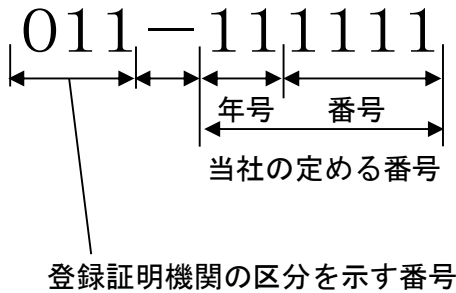
特定無線設備の種別（省令で定める記号） 1 又は 2 文字及び当社の定める整理記号

登録証明機関の区分を示す番号

3 工事設計認証番号

(1) 認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関の区別を表す011とし、これに続く4文字目は「- (ハイフン)」とし、5文字目から10文字目までは一の認証工事設計ごとに当社の定める番号とする。

(2) 「- (ハイフン)」に続く番号は、当社が定める6桁の数字とする。最初の2文字は認証を受けた年号（西暦年数の10位以下の数字で2桁）とし、それに続く4桁の番号は、申込を受理した際に発行するランダムな番号とする。（注）



(3) 異なる認証工事設計に基づく二以上の特定無線設備により一の無線設備を構成するものの申し込みを受けた場合は、当該一の無線設備に対して同一の工事設計認証番号を発行することができる。

(4) 既に認証を受けている特定無線設備についての申し込みを受けた場合は、情報通信認証連絡会（I C C J）による「同一認証番号とする場合のガイドライン」の最終版（総務省 電波利用ホームページ内、情報通信認証連絡会（I C C J）ウェブページに掲示）に掲げる条件の下、変更前の工事設計認証番号を発行することができる。

(1) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に定める特定無線設備）

無線設備の種別	証明規則第 2 条第 1 項	記号		
		証明規則様式第 7 号に規定する省令記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定める整理記号
市民ラジオ	第 3 号	O		AA
コードレス電話	第 7 号	L		AA
特定小電力機器	第 8 号	Y	テレメーター用、テレコントロール用、データ伝送用	315MHz 帯 400MHz 帯 800MHz 帯 920MHz 帯 1200MHz 帯
			無線呼出用	CA
			ラジオマイク用	70MHz D 型 300MHz C 型 800MHz B 型
			無線電話用	GA
			医療用テレメーター用	HA
			体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測	SA
			移動体識別用	920MHz 帯 2400MHz 帯 (FH 方式のもの) 2400MHz 帯 (FH 方式以外)
			国際輸送用データ伝送設備、国際輸送用データ制御設備用	IA
			ミリ波レーダー	KA
			補聴援助用ラジオマイク	LA
			作業連絡用	OA
			移動体検知センサー	10GHz 帯 24GHz 帯 60GHz 帯 60GHz 帯 (CS 機能有)
			音声アシストシステム	PA
			人・動物検知通報システム用	YA
			タイヤ空気圧モニタリングシステム、キーレスエントリーシステム	IB
小電力セキュリティ	第 13 号	AZ		A
2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	第 19 号	WW		A
2.4GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 2	GZ		A
2.4GHz 帯小電力データ通信システム（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用に限る）	第 19 号の 2 の 2	UV	周波数範囲：2400MHz～2483.5MHz	A
2.4GHz 帯小電力データ通信システム（屋外で使用する模型飛行機の無線操縦用に限る）	第 19 号の 2 の 3	VV	周波数範囲：2471MHz～2497MHz	A
5GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 3	XA	5150～5350MHz, 5470～5730MHz ・新規定（第 78 号に掲げるものを除く）	A
		XW	(W52, W53) ・旧規定（注 1）	A
5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム	第 19 号の 3 の 2	YW	(W56) ・旧規定（注 1）	A
5GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 3 の 3	HS	(W52 or W53) & W56 を同時送信するもの ・旧規定（注 1）	A
準ミリ波帯小電力データ通信システム	第 19 号の 4	HX		A
60GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 4 の 2	WU	空中線電力：10mW 超	A

60GHz 帯小電力データ通信システム	第 19 号の 4 の 3	WW	空中線電力：10mW 以下	A
時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話	第 21 号	IZ		A
時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話	第 21 号の 2	AT	DECT	A
時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話	第 21 号の 3	BT	sXGP	A
PHS 陸上移動局	第 22 号	JX		A
狭域通信システム用陸上移動局	第 32 号	CY		A
狭域通信システム用試験局	第 33 号の 2	FX		A
超広帯域無線システム	第 47 号	UW		B
超広帯域無線システム（UWB レーダー）	第 47 号の 2	VU		A
屋外型超広帯域無線システム	第 47 号の 3	UO	周波数範囲：7.587～8.4GHz	A
屋外型超広帯域無線システム	第 47 号の 4	UP	周波数範囲：7.25～9GHz	A
700MHz 帯高度道路交通システム用陸上移動局	第 64 号	XT		A
5.2GHz 帯高出力データ通信システム用陸上移動局	第 75 号	CR		A
5GHz 帯小電力データ通信システム	第 78 号	XR	車載	A
6GHz 帯小電力データ通信システム	第 79 号	YR	VLP（EIRP: 25mW 以下）	B
6GHz 帯小電力データ通信システム	第 80 号	ZR	LPI（EIRP: 25mW 超、200mW 以下）	A
6GHz 帯小電力データ通信システム	第 81 号	WR	LPI ※端末間通信機能を有するもの	A

注 1： 2020 年 7 月 10 日まで工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、従前の例により工事設計認証を受けることが出来る。（令和元年 7 月 11 日総務省令第 27 号附則 4 による）

(2) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）

無線設備の種別	証明規則第2条第1項	記号		
		証明規則様式第7号に規定する省令記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定める整理記号
Ku 帯 VSAT 地球局	第 9 号	V	(第 9 号の 3、第 9 号の 4 を除く)	AA
Ka 帯 VSAT 地球局	第 9 号の 2	SW		A
Ku 帯 VSAT 地球局 (高度 500km)	第 9 号の 3	NR		A
Ku 帯 VSAT 地球局 (高度 1200km)	第 9 号の 4	PR		A
Ka 帯非静止衛星通信システム地球局	第 9 号の 5	VR		A
携帯無線通信用中継局	第 10 号	VT	陸上移動局 (小電力レピータ) OBW : 90%以内	A
携帯無線通信用中継局	第 10 号の 2	VS	陸上移動局 (小電力レピータ) OBW : 90%超	A
W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 3	XY		A
CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 4	ZY		A
W-CDMA(HSPA)方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 7	MW		A
CDMA2000(1xEV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 8	NX		A
CDMA2000(3xEV-DO)方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 8 の 2	XU		A
TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く)	第 11 号の 11	OW		A
TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 12	PW		A
TD-OFDMA 方式 (次世代 PHS) 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 15	DU		A
TD-FDMA 方式 (MBTDD 625k) 携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 17	FU		A
SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 19	HU		A
SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局 (NB-IoT)	第 11 号の 19 の 2	PS		A
SC-FDMA (FD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局 (eMTC)	第 11 号の 19 の 3	QS		A
SC-FDMA (TD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 21	JU		A
SC-FDMA (TD-LTE) 方式携帯無線通信用陸上移動局 (中継)	第 11 号の 21 の 2	IS	中継を行うもの	A
OFDMA (モバイル WIMAX) 方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 25	NU		A
OFDMA (TD-UMB) 方式携帯無線通信用陸上移動局	第 11 号の 26	OU		A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 11 号の 30	ER	TDD-5G NR, 3.4~4.1GHz, 4.5~4.9GHz	A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 11 号の 30 の 2	DQ	TDD-5G NR, 3.4~4.1GHz, 4.5~4.9GHz (小電力レピータ)	A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 11 号の 30 の 3	PQ	TDD-5G NR, 3.4~4.1GHz, 4.5~4.9GHz (RedCap)	A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 11 号の 32	GR	TDD-5G NR, 27~29.5GHz	A

第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 11 号の 32 の 2	HQ	TDD-5G NR, 27~29.5GHz (小電力レピータ)	A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 11 号の 32 の 3	QQ	TDD-5G NR, 27~29.5GHz (RedCap)	A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 11 号の 34	KR	FDD	A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 11 号の 34 の 2	RQ	FDD (RedCap)	A
携帯移動衛星データ通信用地球局 (対地静止) (オムニトラックス)	第 14 号	BZ		A
携帯移動衛星データ通信用地球局 (非静止) (オーブコム)	第 14 号の 2	AY		A
加入者系多方向用移動局	第 15 号の 2	LY		A
800MHz 帯デジタル MCA (陸上移動局)	第 20 号の 2	VX		A
高度 MCA 陸上移動局等	第 20 号の 3	HR		A
周波数自動選択 RZSSB	第 25 号の 2	RO		A
周波数追従 RZSSB	第 25 号の 3	RP		A
周波数自動選択狭帯域デジタル	第 25 号の 5	DO		A
周波数追従狭帯域デジタル	第 25 号の 6	DP		A
携帯移動衛星通信用地球局 (対地静止) (N-STAR)	第 28 号	TZ		A
携帯移動衛星通信用地球局 (非静止) (イリジウム)	第 28 号の 2	BY		A
スラヤ衛星携帯移動地球局	第 28 号の 2 の 2	GS		A
グローバルスター携帯移動地球局	第 28 号の 2 の 3	NS		A
ESIM 携帯移動地球局	第 28 号の 2 の 4	OS		A
Ku 帯携帯移動地球局 (非静止) (高度 500km)	第 28 号の 2 の 5	OR		A
Ku 帯携帯移動地球局 (非静止) (高度 1200km)	第 28 号の 2 の 6	QR		A
インマルサット携帯移動地球局	第 30 号	VZ		A
ESV 携帯移動地球局	第 30 号の 2	LW	船上地球局	A
ヘリサット携帯移動地球局	第 30 号の 3	OT		A
防災対策携帯移動衛星通信用 携帯移動地球局	第 30 号の 4	MS		A
ルーラル加入者無線	第 31 号	WZ		A
デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 第 1 項)	第 39 号	AW		A
航空移動衛星通信システム	第 46 号	HW		A
WiMAX 用陸上移動局	第 51 号	IV	直交周波数分割多元接続方式	A
AXGP, TD-LTE 用陸上移動局	第 54 号	LV	時分割・直交周波数分割多元接続方式	A
AXGP, TD-LTE 用陸上移動局 (eMTC)	第 54 号の 4	US	時分割・直交周波数分割多元接続方式	A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 54 号の 6	MR	TDD-5G NR, 2545~2655MHz	A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 54 号の 6 の 2	NQ	TDD-5G NR, 2545~2655MHz (小電力レピータ)	A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	第 54 号の 6 の 3	SQ	TDD-5G NR, 2545~2655MHz (RedCap)	A

(3) 省令で定める記号及び当社の定める整理記号（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

無線設備の種類	証明規則第2条第1項	記号		
		証明規則様式第7号に規定する省令記号	証明設備の方式、周波数帯、用途等の区分	当社の定める整理番号
SSB	第1号の9	S		AA
デジタル	第1号の10	D		AA
F3E 等	第1号の11	F	400MHz 帯	AA
			150MHz 帯	BA
			60MHz 帯	CA
			その他の周波数帯	DA
特定ラジオマイク	第1号の12	B	470-714MHz, 1240-1260MHz	CA
			イヤーク・モニター用 470-714MHz, 1240-1260MHz	DA
デジタル特定ラジオマイク	第1号の12の2	CU	470-714MHz, 1240-1260MHz	B
海上用 DSB	第1号の13	OY		A
SSB	第1号の14	PY		A
F3E 等	第1号の15	QY		A
無線標定	第2号	Q		AA
ラジオ・プイ	第2号の2	RY		A
気象援助局	第3号の2	SY		A
簡易無線	第4号の2	TY	150MHz 帯	A
無線操縦用簡易無線	第4号の4	UY		A
デジタル簡易無線	第4号の5	SV	150MHz 帯及び 400MHz 帯	A
	第4号の6	TV	150MHz 帯及び 400MHz 帯 (キャリアセンス機能を有するもの)	A
	第4号の6の2	SR	自動的に又は遠隔操作によって動作するもの	A
	第4号の6の3	TR	自動的に又は遠隔操作によって動作するもの (キャリアセンス機能を有するもの)	A
	第4号の6の4	UR	自動的に又は遠隔操作によって中継するもの	A
920MHz 帯陸上移動局	第4号の7	ZT		A
50GHz 帯 CR (簡易無線)	第5号	C		AA
構内無線局 又は 陸上移動局	第6号	AS	1200MHz 帯の周波数の電波を使用する構内無線局 (テレメータ・テレコントロール・データ伝送用)	B
			2450MHz 帯の周波数の電波を使用する構内無線局の内、周波数ホッピング以外の方式のもの (移動体識別用)	D
			920MHz 帯の周波数の電波を使用する構内無線局(設備規則第49条の9第1号ニただし書きに該当するもの) 又は 陸上移動局 (移動体識別用)	F
920MHz 帯構内無線局 又は 陸上移動局 (キャリアセンス機能を備えているもの)	第6号の2	BS	(移動体識別用)	A
920MHz 帯無線電力伝送用構内無線局 (空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム)	第6号の2の2	ZS		A
2450MHz 帯構内無線局 (周波数ホッピング方式を用いるもの)	第6号の3	CS	(移動体識別用)	A
2.4GHz 帯及び 5.7GHz 帯構内無線局	第6号の4	AP	(無線電力伝送用)	A
携帯無線通信用中継局	第10号	VT	陸上移動中継局 OBW : 90%以内	B
携帯無線通信用中継局	第10号の2	VS	陸上移動中継局 OBW : 90%超	B
W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	第11号の5	AX		A

CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 6	BX		A
W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 6 の 2	XV		A
CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 6 の 3	ZV		A
W-CDMA 方式携帯無線通信用屋内小型基地局	第 11 号の 6 の 4	ET		A
CDMA2000 方式携帯無線通信用屋内小型基地局	第 11 号の 6 の 5	FT		A
W-CDMA (HSPA) 方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 9	NW		A
CDMA2000 (1xEV-DO) 方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 10	PX		A
W-CDMA (HSPA) 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 10 の 2	AU		A
CDMA2000 (1xEV-DO) 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 10 の 3	BU		A
W-CDMA (HSPA) 方式携帯無線通信用屋内小型基地局	第 11 号の 10 の 4	GT		A
CDMA2000 (1xEV-DO) 方式携帯無線通信用屋内小型基地局	第 11 号の 10 の 5	HT		A
TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 13	QW		A
TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 14	RW		A
TD-OFDMA 方式 (次世代 PHS) 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 16	EU		A
TD-FDMA 方式 (MBTDD625k) 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 18	GU		A
SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 20	IU	OBW : 90%以内	A
SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 20 の 2	IT	OBW : 90%以内	A
SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用屋内小型基地局	第 11 号の 20 の 3	JT	OBW : 90%以内	A
SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 20 の 4	RS	OBW : 90%超	A
SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局	第 11 号の 20 の 5	SS	OBW : 90%超	A
SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用屋内小型基地局	第 11 号の 20 の 6	TS	OBW : 90%超	A
SC-FDMA (FD-LTE) 方式 携帯無線通信用高高度基地局	第 11 号の 20 の 7	TQ		A
SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 22	KU		A
SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用フェムトセル基地局等	第 11 号の 23	JS		A
SC-FDMA (TD-LTE) 方式 携帯無線通信用小型基地局等	第 11 号の 24	KS		A
OFDMA (モバイル WiMAX) 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 27	PU		A
OFDMA (TD-UMB) 方式 携帯無線通信用基地局等	第 11 号の 28	QU		A
第 5 世代移動通信システム用 基地局	第 11 号の 29	DR	TDD-5G NR, 3.4~4.1GHz, 4.5~4.9GHz	A
第 5 世代移動通信システム用 フェムトセル基地局	第 11 号の 29 の 2	AQ		A
第 5 世代移動通信システム用 屋内小型基地局	第 11 号の 29 の 3	CQ		A

第 5 世代移動通信システム用 陸上移動中継局	第 11 号の 29 の 4	CQ		A
第 5 世代移動通信システム用 基地局	第 11 号の 31	FR	TDD-5G NR, 27~29.5GHz	A
第 5 世代移動通信システム用 フェムトセル基地局	第 11 号の 31 の 2	EQ		A
第 5 世代移動通信システム用 屋内小型基地局	第 11 号の 31 の 3	FQ		A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動中継局	第 11 号の 31 の 4	GQ		A
第 5 世代移動通信システム用 基地局	第 11 号の 33	JR	FDD-5G NR	A
第 5 世代移動通信システム用 フェムトセル基地局	第 11 号の 33 の 2	IQ		A
第 5 世代移動通信システム用 屋内小型基地局	第 11 号の 33 の 3	JQ		A
第 5 世代移動通信システム用 高高度基地局	第 11 号の 33 の 4	UQ		A
アマチュア無線	第 12 号	K		AA
加入者系多方向用基地局	第 15 号	KY		A
加入者系対向用移動局	第 15 号の 3	MY		A
高度化加入者系対向用移動局	第 15 号の 4	NY		A
テレメーター用等の固定局	第 16 号	DZ		A
非常警報用固定局	第 17 号	EZ		A
22GHz 帯固定局	第 18 号	FZ		A
800MHz 帯デジタル MCA (デジタル指令局)	第 20 号の 2	VX		A
高度 MCA 制御局等	第 20 号の 4	IR		A
PHS 基地局	第 23 号	KX		A
PHS 中継局	第 23 号の 2	LX		A
PHS 試験局	第 23 号の 3	MX		A
38GHz 帯固定局	第 24 号	LZ		A
RZSSB	第 25 号	RN		A
狭帯域デジタル	第 25 号の 4	QV		A
車両感知用無線標定陸上局	第 26 号	NZ		A
設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (マグネトロン・第 3 種レーダー)	第 28 号の 3	VY		A
設備規則第 48 条第 1 項のレーダー (固体素子・第 3 種レーダー)	第 28 号の 4	RT		A
設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (マグネトロン・第 4 種レーダー)	第 29 号	UZ		A
設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (固体素子・第 4 種レーダー)	第 29 号の 2	ST	(200mW 以下)	A
設備規則第 48 条第 4 項のレーダー (固体素子・第 4 種レーダー)	第 29 号の 3	OQ	(170W 以下、第 29 号の 2 を除く)	A
60GHz 帯高速無線回線用基地局	第 31 号の 2	CX		A
60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	第 31 号の 3	DX		A
60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局	第 31 号の 4	EX		A
80GHz 帯高速無線回線用陸上移動局	第 31 号の 5	UT		A
狭域通信システム用基地局	第 33 号	DY		A
市町村デジタル防災無線通信用固定局	第 38 号	GX		A
デジタル空港無線通信用陸上移動局 (設備規則第 49 条の 15 第 1 項及び第 2 項)	第 40 号	BW		A
18GHz 帯基地局等 (周波数分割複信方式又は時分割複信方式)	第 41 号	CW		A
18GHz 帯陸上移動局 (4 相位相変調方式)	第 42 号	DW		A
18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	第 43 号	EW		A
18GHz 帯電気通信業務用固定局	第 44 号	FW		A
1500MHz 帯電気通信業務用固定局	第 48 号	VW		A
WiMAX 用基地局等	第 49 号	GV	直交周波数分割多元接続方式	A

WiMAX 用フェムトセル基地局	第 52 号の 2	KT		A
WiMAX 用屋内小型基地局	第 52 号の 3	LT		A
AXGP, TD-LTE 用基地局等	第 53 号	KV	時分割・直交周波数分割多元接続方式	A
AXGP, TD-LTE 用フェムトセル基地局	第 54 号の 2	MT		A
AXGP, TD-LTE 用屋内小型基地局	第 54 号の 3	NT		A
第 5 世代移動通信システム用 基地局	第 54 号の 5	LR	TDD-5G NR, 2545~2655 MHz	A
第 5 世代移動通信システム用 フェムトセル基地局	第 54 号の 5 の 2	KQ		A
第 5 世代移動通信システム用 屋内小型基地局	第 54 号の 5 の 3	LQ		A
第 5 世代移動通信システム用 陸上移動中継局	第 54 号の 5 の 4	MQ		A
地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア	第 57 号	OV	他の放送局の放送番組を中継する方法のみ による放送を行うための無線設備	A
地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア (CATV 網等接続型)	第 57 号の 2	UU	受信障害対策中継放送を行うための無線設 備に限る	A
エリア放送を行う地上一般放送局	第 57 号の 3	DS		A
ラジオ放送用ギャップフィルア	第 57 号の 4	GF		A
簡易型船舶自動識別装置	第 58 号	RU		A
簡易型国際 VHF (25W 以下)	第 59 号	SU		A
簡易型国際 VHF (5W 以下)	第 60 号	TU		A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局	第 61 号	ZU		A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局	第 61 号の 2	WS	周波数インターリーブを行うもの	A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	第 62 号	CT		A
200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	第 62 号の 2	XS	周波数インターリーブを行うもの	A
700MHz 帯高度道路交通システム用基地局	第 63 号	WT		A
23GHz 帯陸上移動局	第 65 号	FS		A
23GHz 帯固定局	第 66 号	ES		A
11GHz 又は 15GHz 固定局	第 67 号	LS		A
携帯用位置指示無線標識	第 68 号	TI		A
6.5GHz 又は 7.5GHz 帯基地局陸上移動局	第 69 号	YU		C
6GHz 帯電気通信業務用固定局	第 70 号	YS		C
6.5GHz 又は 7.5GHz 帯固定局	第 71 号	YT		C
無人移動体画像伝送システム	第 72 号	RB		A
5.2GHz 帯高出力データ通信システム用基地局	第 73 号	AR		A
5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動中継局	第 74 号	BR		A
150MHz 帯 VHF データ交換装置	第 76 号	PT		A
400MHz 帯デジタル船上通信設備	第 77 号	QT		A
43GHz 帯駅プラットフォーム画像伝システム 基地局	第 82 号	TP		A
43GHz 帯列車無線システム基地局	第 83 号	TB		A
43GHz 帯列車無線システム陸上移動局	第 84 号	TM		A
高高度プラットフォーム固定局 (HAPS)	第 85 号	VQ		A
800MHz 帯三次元測位システム携帯基地局	第 86 号	ZP		A
800MHz 帯広帯域小電力無線システム携帯局	第 87 号	YH		A

工事設計認証申込書

テュフズードジャパン株式会社 殿

記

申込区分		新規		変更
特定無線設備の種類				
特定無線設備の型式又は名称				
備考	<同番発行希望の有無： 有 ・ 無 > *ご希望に添えない場合もございます。 <既認証書の添付の有無： 有 ・ 無 >			

別表第 10 号

工事設計認証業務申込同意書



テュフズードジャパン株式会社を甲とし、電波法第38条の24に規定する特定無線設備の工事設計について認証の申し込み者を乙として、甲と乙とは、以下の約定により工事設計認証業務の申込に関し同意します。

- 第1条 (適用)
本同意書は、乙が甲に申込を行うことにより、甲が乙に対して提供する特定無線設備の工事設計認証(以下「認証」という)の業務に適用するものとします。
- 第2条 (本同意書の有効期限)
本同意書の有効期限は、乙が本同意書に押印またはサインを行った日から認証を行った日までとします。ただし、本同意書第7条に定める秘密保持に関しては、別途定めるものとします。また、第8条に定める責任制限に関しては、本条の有効期限を適用しないものとします。
- 第3条 (工事設計認証申込書)
1 本同意書と同時に乙が提出する工事設計認証申込書(以下「申込書」という。)は申込を行う特定無線設備毎に乙が甲に提出するものとし、申込の全部に対して乙が責任を負うものとします。
2 乙が申込書に記載した事項に変更が生じた場合は遅延なく甲に届出を行うものとします。
- 第4条 (工事設計認証申込書類)
1 乙が申込書と同時に甲に提出する工事設計認証申込書類(以下「申込書類」という。)の記載事項は、乙が全ての責任を負うものとします。
2 乙が提出した申込書類に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を乙に通知した上で修正を行った申込書類の提出を求めることが出来るものとします。
- 第5条 (試験結果報告書)
1 乙が申込書類の一部として甲に提出する試験結果報告書の記載内容は、乙が全ての責任を負うものとします。
2 乙が提出した試験結果報告書に関し、甲がその一部または全部に疑義があると判断した場合は、その旨を通知した上で申込設備の提出を受け、甲がその試験を行うことを乙は拒まないものとします。
- 第6条 (審査)
甲は乙が申込書類を添えて提出を行った申込を受理したときは、甲が別に発行する業務規程に基づき速やかに審査を行うものとします。
- 第7条 (秘密保持)
1 甲は乙が提出する申込書類の内容及び申込に関連する情報等の業務上知り得た乙特有の技術、財産、生産、営業等の内容について、その機密の保持を行う義務を負います。
2 甲は、甲の管轄官庁である総務省からの依頼に基づき、申込書類の内容を開示する必要が生じた場合は、乙に事前にその旨を通知し、申込書類の内容を必要最小限の範囲内で総務省に開示することが出来るものとします。
3 申込書類の内容に関する秘密の保持期間は、乙が本同意書に押印またはサインを行った日から1年間とします。ただしこの期間を书面通知により延長することを甲は拒まないものとします。
- 第8条 (責任制限)
1 乙が甲に提出した申込書類の記載内容に虚偽の事実があった場合は、甲はその一切の責任を負いません。
2 甲が証明を行った後、乙が証明を受けた設備の回路、構成等に変更、追加または削除を行い、甲が証明の事実と同一ではないと認める場合は、甲はその一切の責任を負いません。
3 甲が証明を行った際に乙に対して提示した条件を、乙が証明を受けた設備に反映させなかったことにより起因する不具合に関しては、甲はその一切の責任を負いません。
4 申込設備は空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができない(容易に改造することができない)構造であることを宣言します。但し、申込設備が証明規則第2条第1項19号、第2条第1項19号の2、第2条第1項19号の2の2、第2条第1項19号の2の3、第2条第1項19号の3、第2条第1項19号の3の2及び第2条第1項19号の11の無線設備に限る。
- 第9条 (管轄裁判所)
本同意書に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって合意の管轄裁判所とします。
- 第10条 (協議)
本同意書に定めのない事項及び本同意書の各条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議し信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとします。本同意書の締結を証して乙が署名(記名)押印した本同意書の原本を申込書に添えて提出するものとします。

甲: 住所 〒151-0051 東京都新渋谷区千駄ヶ谷5-31-11
会社名 テュフズードジャパン株式会社 代表取締役社長
乙: 住所 〒
申込者 会社名:
氏 名: ⑤
肩 書:
日 付: 令和 年 月 日

別表第 11 号

テュフズードジャパン株式会社

受付確認通知書

下記の特定無線設備について、受け付けましたことを通知します。

申 込 者	
特定無線設備の種別	
型 式 又 は 名 称	
受 付 番 号	
通 知 年 月 日	令和 年 月 日
備 考	

本受付確認通知書は、申込書の受理を申込者に通知するものです。下記の場合、本通知書に関わらず、認証を行うことは出来ません。

また、受付番号は審査の過程において変更になる場合があります。

1. 当該申込に対し認証を拒否する場合
2. 申込を受理した日から起算して30日を経過し、かつ、以下の各号のいずれかに該当する場合であって、申込者に対し申込の取下げを求めた場合
 - ・ 申込の受理を行った日から30日以内に手数料の納付がなかったとき。
 - ・ 証明規則第17条の規定に基づく追加の書類又は設備の提出を求めた日から20日以内に提出がなかったとき。
 - ・ 証明規則第17条の規定による書類に不備があり、その補正を求めた日から20日以内に補正のための措置をとらなかったとき。

認証の通知は原則として申込を受理した日から10日（会社の定める休日の期間を除く）以内に行います。ただし、以下のいずれかに該当するときは、この限りではありません。

- ・ 手数料の収納が確認されなかったとき。
- ・ 審査の過程において追加の書類又は設備の提出を求めたとき。
- ・ 証明規則第17条の規定による書類に不備があったとき。



別表第 12 号

認 証 書

認 証 を 受 け た 者	
特 定 無 線 設 備 の 種 別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型 式 又 は 名 称	
認 証 番 号	
認 証 を し た 年 月 日	
備 考	

上記のとおり、電波法第 38 条の 24 第 1 項の規定に基づく認証を行ったものであることを証する。

年 月 日

テュフズードジャパン株式会社 

別表第 13 号

年 月 日

殿

テュフズードジャパン株式会社

認証拒否通知書

令和 年 月 日付申込に係る下記 1 の工事設計は、下記 2 の理由により認証を行うことを拒否しますので通知します。

記

1 工事設計の内容

- (1) 特定無線設備の種別
- (2) 電波の型式、周波数及び空中線電力
- (3) 型式又は名称

2 拒否の理由

別表第 14 号

技術基準適合証明及び無線設備の工事設計についての認証手数料

1. 特定無線設備の技術基準適合証明手数料

1-1. 技術基準適合証明手数料（申込設備を提出する場合）（注 1）

1-1-1. 免許不要局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称		証明手数料			
			証明手数料 （100 台ま で）	特性試験 最初の 1 台 目	特性試験 2 台目以降 （1 台あた り）	証明ラベル 費用 （1 枚あた り）
第 2 条第 1 項第 3 号	市民ラジオ		73,000	209,000	104,500	30
第 2 条第 1 項第 7 号	コードレス電話 （注 3）	（親機）		209,000	104,500	
		（子機）		209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 8 号	特定小電力機器 （注 2）	13GHz 未満		209,000	104,500	
		13GHz 以上 25GHz 未満		308,000	154,000	
		25GHz 以上		792,000	396,000	
		第 2 条第 1 項第 13 号		小電力セキュリティ	209,000	
第 2 条第 1 項第 19 号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信シ ステム			209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 19 号の 2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム			209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 19 号の 2 の 2	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信シ ステム（模型飛行機用 2,400～ 2,483.5MHz）			209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 19 号の 2 の 3	2.4GHz 帯小電力データ通信システム （模型飛行機用 2,471～2,497MHz）			209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 19 号の 3	5GHz 帯小電力データ通信システム			209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 19 号の 4	準ミリ波帯小電力データ通信システム			308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 19 号の 4 の 2	60GHz 帯小電力データ通信システム （空中戦電力：10mW 超）			792,000	396,000	
第 2 条第 1 項第 19 号の 4 の 3	60GHz 帯小電力データ通信システム （空中戦電力：10mW 以下）			792,000	396,000	
第 2 条第 1 項第 21 号	時分割多元接続方 式狭帯域デジタル コードレス電話 （注 3）	（親機）		308,000	154,000	
		（子機）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 21 号の 2	時分割多元接続方 式広帯域デジタル コードレス電話 （注 3）	（親機）		308,000	154,000	
		（子機）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 21 号の 3	時分割・直交周波 数分割多元接続方 式デジタルコード レス電話 （注 3）	（親機）		308,000	154,000	
		（子機）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 22 号	PHS 陸上移動局			308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 32 号	狭域通信システム用陸上移動局			209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 33 号の 2	狭域通信システム用試験局			209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 47 号	超広帯域無線システム			308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 47 号の 2	超広帯域無線システム （UWB レーダー）			308,000	154,000	

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台ま で)	特性試験 最初の 1 台 目	特性試験 2 台目以降 (1 台あた り)	証明ラベル 費用 (1 枚あた り)
第 2 条第 1 項第 47 号の 3	屋外型超広帯域無線システム (7.587～8.4GHz)	73,000	308,000	154,000	30
第 2 条第 1 項第 47 号の 4	屋外型超広帯域無線システム (7.25～9GHz)		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 64 号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上移動局		209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 75 号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム 用陸上移動局		209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 78 号	5GHz 帯小電力データ通信システム (車載)		209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 79 号	6GHz 帯小電力データ通信システム (VLP)		209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 80 号	6GHz 帯小電力データ通信システム (LPI)		209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 81 号	6GHz 帯小電力データ通信システム (LPI) (端末間通信機能を有するもの)		209,000	104,500	

注 1： 技術基準適合証明の最大証明数は 100 台です。

手数料算定式：

適合証明手数料＝証明手数料＋無線設備のサンプル数分の特性試験料＋証明台数分のラベル費用

注 2： 13GHz 以上 25GHz 未満：『移動体検知センサー 24GHz 帯』、25GHz 以上：『ミリ波レーダー、移動体検知センサー 60GHz 帯』が該当します。その他の設備は、13GHz 未満の無線設備となります。

注 3： 『コードレス電話』又は『デジタルコードレス電話』の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

1-1-2. 包括免許局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 （100 台ま で）	特性試験 最初の 1 台 目	特性試験 2 台目以降 （1 台あた り）	証明ラベル 費用 （1 枚あた り）
第 2 条第 1 項第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局	73,000	462,000	231,000	30
第 2 条第 1 項第 9 号の 2	Ka 帯 VSAT 地球局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 9 号の 3	Ku 帯 VSAT 地球局（高度 500km）		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 9 号の 4	Ku 帯 VSAT 地球局（高度 1200km）		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 9 号の 5	Ka 帯非静止衛星通信システム地球局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 10 号	携帯無線通信用中継局（陸上移動局）		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 10 号の 2	携帯無線通信用中継局（陸上移動局）		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 3	W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		242,000	121,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 4	CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局		242,000	121,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 7	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用 陸上移動局		242,000	121,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 8	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通 信用 陸上移動局		242,000	121,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 8 の 2	CDMA2000（3xEV-DO）移動局		242,000	121,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 11	TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 12	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移 動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 15	TD-OFDMA（次世代 PHS）携帯無線通 信用陸上移動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 17	TD-FDMA 方式（MBTDD 625k）携帯無 線通信用陸上移動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 19	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信 信用陸上移動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 2	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信 信用陸上移動局（NB-IoT）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 3	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信 信用陸上移動局（eMTC）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 21	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信 信用陸上移動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 21 の 2	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信 信用陸上移動局(中継)		495,000	247,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 25	OFDMA（モバイル WiMAX）方式携帯無 線通信用陸上移動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 26	OFDMA（TD-UMB）方式携帯無線通信 信用陸上移動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 30	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動 局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 30 の 2	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動 局		682,000	341,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 30 の 3	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動 局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 32	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動 局		990,000	495,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 の 2	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動 局		1,210,000	605,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 の 3	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動 局		990,000	495,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 34	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動 局		462,000	231,000	

1-1-2. 続き 包括免許局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 （100 台ま で）	特性試験 最初の 1 台 目	特性試験 2 台目以降 （1 台あた り）	証明ラベル 費用 （1 枚あた り）
第 2 条第 1 項第 11 号の 34 の 2	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動 局	73,000	462,000	231,000	30
第 2 条第 1 項第 14 号	携帯移動衛星データ通信用地球局 （対地静止）（オムニトラックス）		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 14 号の 2	携帯移動衛星データ通信用地球局 （非静止）（オーブコム）		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 15 号の 2	加入者系多方向用移動局		495,000	247,500	
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA（陸上移動 局）		209,000	104,500	
第 2 条第 1 項第 20 号の 3	高度 MCA 陸上移動局等		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 25 号の 2	周波数自動選択 RZSSB		308,000	121,000	
第 2 条第 1 項第 25 号の 3	周波数追従 RZSSB		308,000	121,000	
第 2 条第 1 項第 25 号の 5	周波数自動選択狭帯域デジタル		308,000	121,000	
第 2 条第 1 項第 25 号の 6	周波数追従狭帯域デジタル		308,000	121,000	
第 2 条第 1 項第 28 号	携帯移動衛星通信用地球局（対地静止） （N-STAR）		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 28 号の 2	携帯移動衛星通信用地球局（非静止） （イリジウム）		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 2	スラヤ衛星携帯移動地球局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 3	グローバルスター携帯移動地球局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 4	ESIM 携帯移動地球局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 5	Ku 帯携帯移動地球局（非静止） （高度 500km）		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 6	Ku 帯携帯移動地球局（非静止） （高度 1200km）		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 30 号	インマルサット携帯移動地球局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 30 号の 2	ESV 携帯移動地球局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 30 号の 3	ヘリサット携帯移動地球局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 30 号の 4	防災対策携帯移動衛星通信用 携帯移動 地球局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 31 号	ルーラル加入者無線		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 （設備規則第 49 条の 15 第 1 項）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 46 号	航空移動衛星通信システム		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 51 号	WiMAX 用陸上移動局		242,000	121,000	
第 2 条第 1 項第 54 号	AXGP, TD-LTE 用陸上移動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 54 号の 4	AXGP, TD-LTE 用陸上移動局（eMTC）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 54 号の 6	第 5 世代移動通信システム用陸上移動局		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 54 号の 6 の 2	第 5 世代移動通信システム用陸上移動局 の 2		682,000	341,000	
第 2 条第 1 項第 54 号の 6 の 3	第 5 世代移動通信システム用陸上移動局 の 3		462,000	231,000	

1-1-3. その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台ま で)	特性試験 最初の 1 台 目	特性試験 2 台目以降 (1 台あた り)	証明ラベル 費用 (1 枚あた り)
第 2 条第 1 項第 1 号の 9	SSB	73,000	308,000	154,000	30
第 2 条第 1 項第 1 号の 10	デジタル		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 11	F3E 等		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 12	特定ラジオマイク		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 13	海上用 DSB		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 14	SSB		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 1 号の 15	F3E 等		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 2 号	無線標定		528,000	264,000	
第 2 条第 1 項第 2 号の 2	ラジオ・ブイ		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 3 号の 2	気象援助局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 2	簡易無線		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 5	デジタル簡易無線		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 6	デジタル簡易無線 (キャリアセンス機能あり)		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 2	デジタル簡易無線 (遠隔・自動操作)		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 3	デジタル簡易無線 (遠隔・自動操作) (キャリアセンス機能あり)		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 4	デジタル簡易無線 (遠隔・自動中継)		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	920MHz 帯陸上移動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 5 号	50GHz 帯 CR (簡易無線)		528,000	264,000	
第 2 条第 1 項第 6 号	構内無線局 又は 陸上移動局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 6 号の 2	920MHz 帯構内無線局 又は 陸上移動局 (キャリアセンス機能あり)		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 6 号の 2 の 2	920MHz 帯無線電力伝送用構内無線局 (空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム)		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 6 号の 3	2450MHz 帯構内無線局 (周波数ホッピング方式)		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 6 号の 4	2.4GHz 帯及び 5.7GHz 帯構内無線局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 10 号	携帯無線通信用中継局 (陸上移動中継局)		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 10 号の 2	携帯無線通信用中継局 (陸上移動中継局)		462,000	231,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 5	W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6	CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局 等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 2	W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムト セル基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式携帯無線通信用フェム トセル基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 4	W-CDMA 方式携帯無線通信用屋内小型 基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 5	CDMA2000 方式携帯無線通信用屋内小 型基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 9	W-CDMA (HSPA) 方式携帯無線通信用 基地局等		341,000	170,500	

1-1-3. 続き その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 （100 台ま で）	特性試験 最初の 1 台 目	特性試験 2 台目以降 （1 台あた り）	証明ラベル 費用 （1 枚あた り）
第 2 条第 1 項第 11 号の 10	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線 通信用基地局等	73,000	341,000	170,500	30
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 2	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用 フェムトセル基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 3	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線 通信用フェムトセル基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 4	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用 屋内小型基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 5	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線 通信用屋内小型基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 13	TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 14	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局 等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 16	TD-OFDMA 方式（次世代 PHS）携帯無 線通信用基地局等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 18	TD-FDMA 方式（MBTDD 625k）携帯 無線通信用基地局等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 20	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信 用基地局等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 2	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信 用フェムトセル基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 3	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信 用屋内小型基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 4	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信 用基地局等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 5	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信 用フェムトセル基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 6	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信 用屋内小型基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 7	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信 用高高度基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 22	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信 用基地局等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 23	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信 用フェムトセル基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 24	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信 用屋内小型基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 27	OFDMA（モバイル WiMAX）方式携帯無 線通信用基地局等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 28	OFDMA（TD-UMB）方式携帯無線通信 用基地局等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 11 号の 29	第 5 世代移動通信システム用 基地局		616,000	308,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 2	第 5 世代移動通信システム用 フェムトセル基地局		616,000	308,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 3	第 5 世代移動通信システム用 屋内小型基地局		616,000	308,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 4	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動中継局		836,000	418,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 31	第 5 世代移動通信システム用 基地局		990,000	495,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 の 2	第 5 世代移動通信システム用 フェムトセル基地局		990,000	495,000	

1-1-3. 続き その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 （100 台ま で）	特性試験 最初の 1 台 目	特性試験 2 台目以降 （1 台あた り）	証明ラベル 費用 （1 枚あた り）
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 の 3	第 5 世代移動通信システム用 屋内小型基地局	73,000	990,000	495,000	30
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 の 4	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動中継局		1,210,000	605,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 33	第 5 世代移動通信システム用 基地局		616,000	308,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 2	第 5 世代移動通信システム用 フェムトセル基地局		616,000	308,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 3	第 5 世代移動通信システム用 屋内小型基地局		616,000	308,000	
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 4	第 5 世代移動通信システム用 高高度基地局		616,000	308,000	
第 2 条第 1 項第 12 号	アマチュア無線		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 15 号	加入者系多方向用基地局		528,000	264,000	
第 2 条第 1 項第 15 号の 3	加入者系対向用移動局		528,000	264,000	
第 2 条第 1 項第 15 号の 4	高度化加入者系対向用移動局		528,000	264,000	
第 2 条第 1 項第 16 号	テレメーター用等の固定局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 17 号	非常警報用固定局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 18 号	22GHz 帯固定局		528,000	264,000	
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA （デジタル指令局）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 20 号の 4	高度 MCA 制御局等		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 23 号	PHS 基地局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 23 号の 2	PHS 中継局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 23 号の 3	PHS 試験局		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 24 号	38GHz 帯固定局		528,000	264,000	
第 2 条第 1 項第 25 号	RZSSB		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 25 号の 4	狭帯域デジタル		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 26 号	車両感知用無線標準陸上局		528,000	264,000	
第 2 条第 1 項第 28 号の 3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー （マグネトロン・第 3 種レーダー）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 28 号の 4	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー （固体素子・第 3 種レーダー）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 29 号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー （マグネトロン・第 4 種レーダー）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 29 号の 2	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー （固体素子・第 4 種レーダー）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 29 号の 3	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー （固体素子・第 4 種レーダー）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 31 号の 2	60GHz 帯高速無線回線用基地局		660,000	330,000	
第 2 条第 1 項第 31 号の 3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局		660,000	330,000	
第 2 条第 1 項第 31 号の 4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局		660,000	330,000	
第 2 条第 1 項第 31 号の 5	80GHz 帯高速無線回線用陸上移動局		660,000	330,000	
第 2 条第 1 項第 33 号	狭域通信システム用基地局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局 （設備規則第 49 条の 15 第 1 項及び第 2 項）		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 41 号	18GHz 帯基地局等（周波数分割複信 方式又は時分割複信方式）		528,000	264,000	

1-1-3. 続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台ま で)	特性試験 最初の 1 台 目	特性試験 2 台目以降 (1 台あた り)	証明ラベル 費用 (1 枚あた り)
第2条第1項第42号	18GHz 帯陸上移動局（4 相位相変調方式）	73,000	528,000	264,000	30
第2条第1項第43号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局		528,000	264,000	
第2条第1項第44号	18GHz 帯電気通信業務用固定局		528,000	264,000	
第2条第1項第48号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局		341,000	170,500	
第2条第1項第49号	WiMAX 用基地局等		341,000	170,500	
第2条第1項第52号の2	WiMAX 用フェムトセル基地局		341,000	170,500	
第2条第1項第52号の3	WiMAX 用屋内小型基地局		341,000	170,500	
第2条第1項第53号	AXGP, TD-LTE 用基地局等		341,000	170,500	
第2条第1項第54号の2	AXGP, TD-LTE 用フェムトセル基地局		341,000	170,500	
第2条第1項第54号の3	AXGP, TD-LTE 用屋内小型基地局		341,000	170,500	
第2条第1項第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局		616,000	308,000	
第2条第1項第54号の5の2	第5世代移動通信システム用フェムトセル基地局		616,000	308,000	
第2条第1項第54号の5の3	第5世代移動通信システム用屋内小型基地局		616,000	308,000	
第2条第1項第54号の5の4	第5世代移動通信システム用陸上移動中継局		836,000	418,000	
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルア		341,000	170,500	
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用ギャップフィルア（CATV 網等接続型）		341,000	170,500	
第2条第1項第57号の3	エリア放送を行う地上一般放送局		341,000	170,500	
第2条第1項第57号の4	ラジオ放送用ギャップフィルア		341,000	170,500	
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置		242,000	121,000	
第2条第1項第59号	簡易型国際 VHF（25W 以下）		242,000	121,000	
第2条第1項第60号	簡易型国際 VHF（5W 以下）		242,000	121,000	
第2条第1項第61号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局		341,000	170,500	
第2条第1項第61号の2	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局		341,000	170,500	
第2条第1項第62号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		341,000	170,500	
第2条第1項第62号の2	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局		341,000	170,500	
第2条第1項第63号	700MHz 帯高度道路交通システム用基地局		341,000	170,500	
第2条第1項第65号	23GHz 帯陸上移動局		528,000	264,000	
第2条第1項第66号	23GHz 帯固定局		528,000	264,000	
第2条第1項第67号	11GHz 又は 15GHz 固定局		528,000	264,000	
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識		308,000	154,000	
第2条第1項第69号	6.5GHz 又は 7.5GHz 帯基地局陸上移動局		308,000	154,000	
第2条第1項第70号	6GHz 帯電気通信業務用固定局		308,000	154,000	
第2条第1項第71号	6.5GHz 又は 7.5GHz 帯固定局		308,000	154,000	
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム		308,000	154,000	
第2条第1項第73号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用基地局		209,000	104,500	
第2条第1項第74号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用陸上移動中継局		209,000	104,500	
第2条第1項第76号	150MHz 帯 VHF データ交換装置		308,000	154,000	
第2条第1項第77号	400MHz 帯デジタル船上通信設備		308,000	154,000	

1-1-3. 続き その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	証明手数料			
		証明手数料 (100 台まで)	特性試験 最初の 1 台 目	特性試験 2 台目以降 (1 台あたり)	証明ラベル 費用 (1 枚あたり)
第 2 条第 1 項第 82 号	43GHz 帯プラットフォーム画像伝送システム基地局	73,000	528,000	264,000	30
第 2 条第 1 項第 83 号	43GHz 帯列車無線システム基地局		528,000	264,000	
第 2 条第 1 項第 84 号	43GHz 帯列車無線システム陸上移動局		528,000	264,000	
第 2 条第 1 項第 85 号	高高度プラットフォーム固定局 (HAPS)		341,000	170,500	
第 2 条第 1 項第 86 号	800MHz 帯三次元測位システム携帯基地局		308,000	154,000	
第 2 条第 1 項第 87 号	800MHz 帯小電力無線システム携帯携帯局		308,000	154,000	

1-2. 技術基準適合証明手数料（試験結果報告書を提出し、申込設備を提出しない場合）（注 1）

1-2-1. 免許不要局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に定める特定無線設備）

1-2-2. 包括免許局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備）

1-2-3. その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

証明手数料		
証明手数料 (100 台まで)	試験結果報告書及び試験結果データ評価料 (1 台あたり)	証明ラベル費用 (1 枚あたり)
73,000	22,000	30

注 1： 技術基準適合証明の最大証明数は 100 台です。

手数料算定式：

適合証明手数料＝証明手数料＋無線設備のサンプル数分の特性試験料＋証明台数分のラベル費用

2. 特定無線設備の工事設計についての認証手数料

2-1. 新規申込（その1）

2-1-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第3号	市民ラジオ	517,000	308,000
第2条第1項第7号	コードレス電話 （注2）	（親機）	517,000
		（子機）	517,000
第2条第1項第8号	特定小電力機器 （注1）	13GHz 未満	517,000
		13GHz 以上 25GHz 未満	616,000
		25GHz 以上	1,100,000
			308,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ	517,000	308,000
第2条第1項第19号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	517,000	308,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム	517,000	308,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム （模型飛行機用 2,400～2,483.5MHz）	517,000	308,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz 帯小電力データ通信システム （模型飛行機用 2,471～2,497MHz）	517,000	308,000
第2条第1項第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信システム	517,000	308,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム	616,000	308,000
第2条第1項第19号の4の2	60GHz 帯小電力データ通信システム （空中線電力：10mW 超）	1,100,000	308,000
第2条第1項第19号の4の3	60GHz 帯小電力データ通信システム （空中線電力：10mW 以下）	1,100,000	308,000
第2条第1項第21号	時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話（注2）	（親機）	616,000
		（子機）	616,000
第2条第1項第21号の2	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話（注2）	（親機）	616,000
		（子機）	616,000
第2条第1項第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話（注2）	（親機）	616,000
		（子機）	616,000
第2条第1項第22号	PHS 陸上移動局	616,000	308,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用陸上移動局	517,000	308,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	517,000	308,000
第2条第1項第47号	超広帯域無線システム	616,000	308,000
第2条第1項第47号の2	超広帯域無線システム（UWB レーダー）	616,000	308,000
第2条第1項第47号の3	屋外型超広帯域無線システム（7.587～8.4GHz）	616,000	308,000
第2条第1項第47号の4	屋外型超広帯域無線システム（7.25～9GHz）	616,000	308,000
第2条第1項第64号	700MHz 帯高度道路交通システム用陸上移動局	517,000	308,000
第2条第1項第75号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用陸上移動局	517,000	308,000
第2条第1項第78号	5GHz 帯小電力データ通信システム（車載）	517,000	308,000
第2条第1項第79号	6GHz 帯小電力データ通信システム（VLP）	517,000	308,000
第2条第1項第80号	6GHz 帯小電力データ通信システム（LPI）	517,000	308,000
第2条第1項第81号	6GHz 帯小電力データ通信システム（LPI） （端末間通信機能を有するもの）	517,000	308,000

注1： 13GHz 以上 25GHz 未満：『移動体検知センサー24GHz 帯』、25GHz 以上『ミリ波レーダー、移動体検知センサー60GHz 帯』が該当します。その他の設備は、13GHz 未満の無線設備となります。

注2： 『コードレス電話』又は『デジタルコードレス電話』の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

2-1-2. 包括免許局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 9 号の 2	Ka 帯 VSAT 地球局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 9 号の 3	Ku 帯 VSAT 地球局（高度 500km）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 9 号の 4	Ku 帯 VSAT 地球局（高度 1200km）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 9 号の 5	Ka 帯非静止衛星通信システム地球局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 10 号	携帯無線通信用中継局（陸上移動局）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 10 号の 2	携帯無線通信用中継局（陸上移動局）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 3	W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	550,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 4	CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局	550,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 7	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用陸上移動局	550,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 8	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通信用 陸上移動局	550,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 8 の 2	CDMA2000（3xEV-DO）方式携帯無線通信用陸上移動局	550,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 11	TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 12	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 15	TD-OFDMA 方式（次世代 PHS）携帯無線通信用陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 17	TD-FDMA 方式（MBTDD 625k）携帯無線通信用陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 19	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 2	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用陸上移動局（NB-IoT）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 3	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用陸上移動局（eMTC）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 21	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信用陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 21 の 2	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信用陸上移動局（中継）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 25	OFDMA（モバイル WiMAX）方式携帯無線通信用陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 26	OFDMA（TD-UMB）方式携帯無線通信用陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 30	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 30 の 2	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	990,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 30 の 3	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 32	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	1,298,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 の 2	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	1,518,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 の 3	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	1,298,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 34	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	770,000	308,000

2-1-2. 続き 包括免許局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 11 号の 34 の 2	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 14 号	携帯移動衛星データ通信用地球局（対地静止）（オムニトラックス）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 14 号の 2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止）（オーブコム）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 15 号の 2	加入者系多方向用移動局	803,000	308,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA（陸上移動局）	517,000	308,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 3	高度 MCA 陸上移動局等	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 2	周波数自動選択 RZSSB	550,000	308,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 3	周波数追従 RZSSB	550,000	308,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 5	周波数自動選択狭帯域デジタル	550,000	308,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 6	周波数追従狭帯域デジタル	550,000	308,000
第 2 条第 1 項第 28 号	携帯移動衛星通信用地球局（対地静止）（N-STAR）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2	携帯移動衛星通信用地球局（非静止）（イリジウム）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 2	スラヤー衛星携帯移動地球局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 3	グローバルスター携帯移動地球局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 4	ESMI 携帯移動地球局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 5	Ku 帯携帯移動地球局（非静止）（高度 500km）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 6	Ku 帯携帯移動地球局（非静止）（高度 1200km）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 30 号	インマルサット携帯移動地球局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 30 号の 2	ESV 携帯移動地球局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 30 号の 3	ヘリサット携帯移動地球局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 30 号の 4	防災対策携帯移動衛星通信用 携帯移動地球局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 31 号	ルーラル加入者無線	517,000	308,000
第 2 条第 1 項第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局（設備規則第 49 条の 15 第 1 項）	517,000	308,000
第 2 条第 1 項第 46 号	航空移動衛星通信システム	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 51 号	WiMAX 用陸上移動局	550,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号	AXGP, TD-LTE 用陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 4	AXGP, TD-LTE 用陸上移動局（eMTC）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 6	第 5 世代移動通信システム用陸上移動局	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 6 の 2	第 5 世代移動通信システム用陸上移動局	990,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 6 の 3	第 5 世代移動通信システム用陸上移動局	770,000	308,000

2-1-3. その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 1 号の 9	SSB	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 10	デジタル	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 11	F3E 等	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 12	特定ラジオマイク	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 13	海上用 DSB	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 14	SSB	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 15	F3E 等	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 2 号	無線標定	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 2 号の 2	ラジオ・バイ	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 3 号の 2	気象援助局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 2	簡易無線	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 5	デジタル簡易無線	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 6	デジタル簡易無線（キャリアセンス機能あり）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 2	デジタル簡易無線（自動・遠隔動作）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 3	デジタル簡易無線（自動・遠隔動作）（キャリアセンス機能あり）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 4	デジタル簡易無線（自動・遠隔中継）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	920MHz 帯陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 5 号	50GHz 帯 CR（簡易無線）	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 6 号	構内無線局 又は 陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 2	920MHz 帯構内無線局 又は 陸上移動局（キャリアセンス機能あり）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 2 の 2	920MHz 帯無線電力伝送用構内無線局（空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 3	2450MHz 帯構内無線局（周波数ホッピング方式）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 4	2.4GHz 帯及び 5.7GHz 帯構内無線局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 10 号	携帯無線通信用中継局（陸上移動中継局）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 10 号の 2	携帯無線通信用中継局（陸上移動中継局）	770,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 5	W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6	CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 2	W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 4	W-CDMA 方式携帯無線通信用屋内小型基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 5	CDMA2000 方式携帯無線通信用屋内小型基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 9	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000

2-1-3. 続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第11号の10の2	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の10の3	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の10の4	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の10の5	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の13	TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第2条第1項第11号の14	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第2条第1項第11号の16	TD-OFDMA 方式（次世代 PHS）携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第2条第1項第11号の18	TD-FDMA 方式（MBTDD 625k）携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第2条第1項第11号の20	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第2条第1項第11号の20の2	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の20の3	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の20の4	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第2条第1項第11号の20の5	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の20の6	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の20の7	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用高高度基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の22	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第2条第1項第11号の23	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の24	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	649,000	308,000
第2条第1項第11号の27	OFDMA（モバイル WiMAX）方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第2条第1項第11号の28	OFDMA（TD-UMB）方式携帯無線通信用基地局等	649,000	308,000
第2条第1項第11号の29	第5世代移動通信システム用 基地局	924,000	308,000
第2条第1項第11号の29の2	第5世代移動通信システム用フェムトセル基地局	924,000	308,000
第2条第1項第11号の29の3	第5世代移動通信システム用屋内小型基地局	924,000	308,000
第2条第1項第11号の29の4	第5世代移動通信システム用陸上移動中継局	1,518,000	308,000
第2条第1項第11号の31	第5世代移動通信システム用 基地局	1,298,000	308,000
第2条第1項第11号の31の2	第5世代移動通信システム用フェムトセル基地局	1,298,000	308,000
第2条第1項第11号の31の3	第5世代移動通信システム用屋内小型基地局	1,298,000	308,000
第2条第1項第11号の31の4	第5世代移動通信システム用陸上移動中継局	1,518,000	308,000
第2条第1項第11号の33	第5世代移動通信システム用 基地局	924,000	308,000

2-1-3. 続き その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 2	第 5 世代移動通信システム用フェムトセル基地局	924,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 3	第 5 世代移動通信システム用屋内小型基地局	924,000	308,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 4	第 5 世代移動通信システム用高高度基地局	924,000	308,000
第 2 条第 1 項第 12 号	アマチュア無線	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 15 号	加入者系多方向用基地局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 15 号の 3	加入者系対向用移動局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 15 号の 4	高度化加入者系対向用移動局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 16 号	テレメーター用等の固定局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 17 号	非常警報用固定局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 18 号	22GHz 帯固定局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA（デジタル指令局）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 4	高度 MCA 制御局等	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 23 号	PHS 基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 23 号の 2	PHS 中継局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 23 号の 3	PHS 試験局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 24 号	38GHz 帯固定局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 25 号	RZSSB	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 4	狭帯域デジタル	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 26 号	車両感知用無線標準陸上局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー（マグネトロン・第 3 種レーダー）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 4	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー（固体素子・第 3 種レーダー）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 29 号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー（マグネトロン・第 4 種レーダー）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 29 号の 2	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー（固体素子・第 4 種レーダー）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 29 号の 3	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー（固体素子・第 4 種レーダー）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 2	60GHz 帯高速無線回線用基地局	968,000	308,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	968,000	308,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局	968,000	308,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 5	80GHz 帯高速無線回線用陸上移動局	968,000	308,000
第 2 条第 1 項第 33 号	狭域通信システム用基地局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局（設備規則第 49 条の 15 第 1 項及び第 2 項）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 41 号	18GHz 帯基地局等（周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 42 号	18GHz 帯陸上移動局（4 相位相変調方式）	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用固定局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 49 号	WiMAX 用基地局等	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 52 号の 2	WiMAX 用フェムトセル基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 52 号の 3	WiMAX 用屋内小型基地局	649,000	308,000

2-1-3. 続き その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 53 号	AXGP, TD-LTE 用基地局等	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 2	AXGP, TD-LTE 用フェムトセル基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 3	AXGP, TD-LTE 用屋内小型基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 5	第 5 世代移動通信システム用 基地局	924,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 5 の 2	第 5 世代移動通信システム用 フェムトセル基地局	924,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 5 の 3	第 5 世代移動通信システム用 屋内小型基地局	924,000	308,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 5 の 4	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動中継局	1,144,000	308,000
第 2 条第 1 項第 57 号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 57 号の 2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルアー（CATV 網等接続型）	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 57 号の 3	エリア放送を行う地一般放送局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 57 号の 4	ラジオ放送用ギャップフィルアー	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 58 号	簡易型船舶自動識別装置	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 59 号	簡易型国際 VHF（25W 以下）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 60 号	簡易型国際 VHF（5W 以下）	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 61 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 61 号の 2	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 62 号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 62 号の 2	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 63 号	700MHz 帯高度道路交通システム用基地局	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 65 号	23GHz 帯陸上移動局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 66 号	23GHz 帯固定局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 67 号	11GHz 又は 15GHz 固定局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 68 号	携帯用位置指示無線標識	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 69 号	6.5GHz 又は 7.5GHz 帯基地局陸上移動局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 70 号	6GHz 帯電気通信業務用固定局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 71 号	6.5GHz 又は 7.5GHz 帯固定局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 72 号	無人移動体画像伝送システム	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 73 号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 基地局	517,000	308,000
第 2 条第 1 項第 74 号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動中継局	517,000	308,000
第 2 条第 1 項第 76 号	150MHz 帯 VHF データ交換装置	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 77 号	400MHz 帯デジタル船上通信設備	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 82 号	43GHz 帯駅プラットフォーム画像伝送システム基地局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 83 号	43GHz 帯列車無線システム基地局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 84 号	43GHz 帯列車無線システム陸上移動局	836,000	308,000
第 2 条第 1 項第 85 号	高高度プラットフォーム固定局（HAPS）	649,000	308,000
第 2 条第 1 項第 86 号	800MHz 帯三次元測位システム携帯基地局	616,000	308,000
第 2 条第 1 項第 87 号	800MHz 帯広帯域小電力無線システム携帯局	616,000	308,000



- 2-2. 新規申込（その2）
2-2-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）
2-2-2. 包括免許局（法第38条の2の2第1項第2号に定める特定無線設備）
2-2-3. その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

証明手数料	
既認証の無線設備を再申込する場合であって、 認証取扱業者等の変更を伴う場合	左記の場合で且つ申請電力値を変更しない空中線の増設、 撤去または変更が伴う場合
132,000	154,000

2-3. 変更申込

2-3-1. 変更の工事（別表第4号の第2項の変更の工事に係る事項）

2-3-1-1. 免許不要局（法第38条の2の2第1項第1号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第3号	市民ラジオ	429,000	220,000
第2条第1項第7号	コードレス電話 （注2）	（親機）	429,000
		（子機）	220,000
第2条第1項第8号	特定小電力機器 （注1）	13GHz 未満	429,000
		13GHz 以上 25GHz 未満	528,000
		25GHz 以上	968,000
			220,000
第2条第1項第13号	小電力セキュリティ	429,000	220,000
第2条第1項第19号	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム	429,000	220,000
第2条第1項第19号の2	2.4GHz 帯小電力データ通信システム	429,000	220,000
第2条第1項第19号の2の2	2.4GHz 帯高度化小電力データ通信システム （模型飛行機用 2,400～2,483.5MHz）	429,000	220,000
第2条第1項第19号の2の3	2.4GHz 帯小電力データ通信システム （模型飛行機用 2,471～2,497MHz）	429,000	220,000
第2条第1項第19号の3	5GHz 帯小電力データ通信システム	429,000	220,000
第2条第1項第19号の3の2	5GHz 帯屋外型小電力データ通信システム （注3）	429,000	220,000
第2条第1項第19号の3の3	5GHz 帯小電力データ通信システム （注3）	429,000	220,000
第2条第1項第19号の4	準ミリ波帯小電力データ通信システム	528,000	220,000
第2条第1項第19号の4の2	60GHz 帯小電力データ通信システム （空中線電力：10mW 超）	968,000	220,000
第2条第1項第19号の4の3	60GHz 帯小電力データ通信システム （空中線電力：10mW 以下）	968,000	220,000
第2条第1項第21号	時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話（注2）	（親機）	528,000
		（子機）	220,000
第2条第1項第21号の2	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話（注2）	（親機）	528,000
		（子機）	220,000
第2条第1項第21号の3	時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話（注2）	（親機）	528,000
		（子機）	220,000
第2条第1項第22号	PHS 陸上移動局	528,000	220,000
第2条第1項第32号	狭域通信システム用陸上移動局	429,000	220,000
第2条第1項第33号の2	狭域通信システム用試験局	429,000	220,000
第2条第1項第47号	超広帯域無線システム	528,000	220,000
第2条第1項第47号の2	超広帯域無線システム（UWB レーダー）	528,000	220,000
第2条第1項第47号の3	屋外型超広帯域無線システム（7.587～8.4GHz）	528,000	220,000
第2条第1項第47号の4	屋外型超広帯域無線システム（7.25～9GHz）	528,000	220,000
第2条第1項第64号	700MHz 帯高度道路交通システム用 陸上移動局	429,000	220,000
第2条第1項第75号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動局	429,000	220,000
第2条第1項第78号	5GHz 帯小電力データ通信システム （車載）	429,000	220,000

2-3-1-1. 続き 免許不要局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 79 号	6GHz 帯小電力データ通信システム (VLP)	429,000	220,000
第 2 条第 1 項第 80 号	6GHz 帯小電力データ通信システム (LPI)	429,000	220,000
第 2 条第 1 項第 81 号	6GHz 帯小電力データ通信システム (LPI)（端末間通信機能を有するもの）	429,000	220,000

注 1： 13GHz 以上 25GHz 未満：『移動体検知センサー24GHz 帯』、25GHz 以上『ミリ波レーダー、移動体検知センサー60GHz 帯』が該当します。その他の設備は、13GHz 未満の無線設備となります。

注 2： 『コードレス電話』又は『デジタルコードレス電話』の親機と子機を同時に申込する場合は、子機の証明手数料及び特性試験料金は半額となります。

注 3： 2020 年 7 月 10 日まで工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、従前の例により工事設計認証を受けることが出来る。（令和元年 7 月 11 日総務省令第 27 号附則 4 による）

2-3-1-2. 包括免許局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 9 号	Ku 帯 VSAT 地球局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 9 号の 2	Ka 帯 VSAT 地球局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 9 号の 3	Ku 帯 VSAT 地球局（高度 500km）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 9 号の 4	Ku 帯 VSAT 地球局（高度 1200km）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 9 号の 5	Ka 帯非静止衛星通信システム地球局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 10 号	携帯無線通信用中継局（陸上移動局）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 10 号の 2	携帯無線通信用中継局（陸上移動局）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 3	W-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	462,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 4	CDMA2000 方式携帯無線通信用陸上移動局	462,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 7	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用陸上移動局	462,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 8	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通信用 陸上移動局	462,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 8 の 2	CDMA2000（3xEV-DO）方式携帯無線通信用陸上移動局	462,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 11	TD-CDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 12	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 15	TD-OFDMA 方式（次世代 PHS）携帯無線通信用陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 17	TD-FDMA 方式（MBTDD 625k）携帯無線通信用陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 19	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 2	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用陸上移動局（NB-IoT）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 19 の 3	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用陸上移動局（eMTC）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 21	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信用陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 21 の 2	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信用陸上移動局（中継）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 25	OFDMA（モバイル WiMAX）方式携帯無線通信用陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 26	OFDMA（TD-UMB）方式携帯無線通信用陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 30	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 30 の 2	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	902,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 30 の 3	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 32	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	1,210,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 の 2	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	1,430,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 32 の 3	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	1,210,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 34	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 34 の 2	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 14 号	携帯移動衛星データ通信用地球局（対地静止）（オムニトラックス）	682,000	220,000

2-3-1-2. 続き 包括免許局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 14 号の 2	携帯移動衛星データ通信用地球局（非静止）（オーブコム）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 15 号の 2	加入者系多方向用移動局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA（陸上移動局）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 3	高度 MCA 陸上移動局等	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 2	周波数自動選択 RZSSB	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 3	周波数追従 RZSSB	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 5	周波数自動選択狭帯域デジタル	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 6	周波数追従狭帯域デジタル	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 28 号	携帯移動衛星通信用地球局（対地静止）（N-STAR）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2	携帯移動衛星通信用地球局（非静止）（イリジウム）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 2	スラヤ衛星携帯移動地球局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 3	グローバルスター携帯移動地球局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 4	ESIM 携帯移動地球局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 5	Ku 帯携帯移動地球局（非静止）（高度 500km）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 2 の 6	Ku 帯携帯移動地球局（非静止）（高度 1200km）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 30 号	インマルサット携帯移動地球局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 30 号の 2	ESV 携帯移動地球局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 30 号の 3	ヘリサット携帯移動地球局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 30 号の 4	防災対策携帯移動衛星通信用 携帯移動地球局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 31 号	ルーラル加入者無線	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 39 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局（設備規則第 49 条の 15 第 1 項）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 46 号	航空移動衛星通信システム	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 51 号	WiMAX 用陸上移動局	462,000	220,000
第 2 条第 1 項第 54 号	AXGP, TD-LTE 用陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 4	AXGP, TD-LTE 用陸上移動局（eMTC）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 6	第 5 世代移動通信システム用陸上移動局	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 6 の 2	第 5 世代移動通信システム用陸上移動局	902,000	220,000
第 2 条第 1 項第 54 号の 6 の 3	第 5 世代移動通信システム用陸上移動局	682,000	220,000

2-3-1-3. その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 1 号の 9	SSB	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 10	デジタル	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 11	F3E 等	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 12	特定ラジオマイク	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 12 の 2	デジタル特定ラジオマイク	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 13	海上用 DSB	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 14	SSB	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 1 号の 15	F3E 等	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 2 号	無線標定	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 2 号の 2	ラジオ・バイ	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 3 号の 2	気象援助局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 2	簡易無線	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 4	無線操縦用簡易無線	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 5	デジタル簡易無線	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 6	デジタル簡易無線（キャリアセンス機能あり）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 2	デジタル簡易無線（自動・遠隔動作）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 3	デジタル簡易無線（自動・遠隔動作）（キャリアセンス機能あり）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 4	デジタル簡易無線（自動・遠隔中継）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 4 号の 7	920MHz 帯陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 5 号	50GHz 帯 CR（簡易無線）	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 6 号	構内無線局 又は 陸上移動局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 2	920MHz 帯構内無線局 又は 陸上移動局（キャリアセンス機能あり）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 2 の 2	920MHz 帯無線電力伝送用構内無線局（空間伝送型ワイヤレス電力伝送システム）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 3	2450MHz 帯構内無線局（周波数ホッピング方式）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 6 号の 4	2.4GHz 帯及び 5.7GHz 帯構内無線局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 10 号	携帯無線通信用中継局（陸上移動中継局）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 10 号の 2	携帯無線通信用中継局（陸上移動中継局）	682,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 5	W-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6	CDMA2000 方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 2	W-CDMA 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 3	CDMA2000 方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 4	W-CDMA 方式携帯無線通信用屋内小型基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 6 の 5	CDMA2000 方式携帯無線通信用屋内小型基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 9	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000

2-3-1-3. 続き その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 2	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 3	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 4	W-CDMA（HSPA）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 10 の 5	CDMA2000（1xEV-DO）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 13	TD-CDMA 方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 14	TD-SCDMA 方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 16	TD-OFDMA 方式（次世代 PHS）携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 18	TD-FDMA 方式（MBTDD 625k）携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 20	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 2	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 3	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 4	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 5	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 6	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 20 の 7	SC-FDMA（FD-LTE）方式携帯無線通信用高高度基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 22	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 23	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信用フェムトセル基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 24	SC-FDMA（TD-LTE）方式携帯無線通信用屋内小型基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 27	OFDMA（モバイル WiMAX）方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 28	OFDMA（TD-UMB）方式携帯無線通信用基地局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 29	第 5 世代移動通信システム用 基地局	836,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 2	第 5 世代移動通信システム用フェムトセル基地局	836,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 3	第 5 世代移動通信システム用屋内小型基地局	836,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 29 の 4	第 5 世代移動通信システム用陸上移動中継局	1,056,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 31	第 5 世代移動通信システム用 基地局	1,210,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 の 2	第 5 世代移動通信システム用フェムトセル基地局	1,210,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 の 3	第 5 世代移動通信システム用屋内小型基地局	1,210,000	220,000

2-3-1-3. 続き その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 11 号の 31 の 4	第 5 世代移動通信システム用 陸上移動中継局	1,430,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 33	第 5 世代移動通信システム用 基地局	836,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 2	第 5 世代移動通信システム用 フェムトセル基地局	836,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 3	第 5 世代移動通信システム用 屋内小型基地局	836,000	220,000
第 2 条第 1 項第 11 号の 33 の 4	第 5 世代移動通信システム用 高高度基地局	836,000	220,000
第 2 条第 1 項第 12 号	アマチュア無線	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 15 号	加入者系多方向用基地局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 15 号の 3	加入者系対向用移動局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 15 号の 4	高度化加入者系対向用移動局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 16 号	テレメーター用等の固定局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 17 号	非常警報用固定局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 18 号	22GHz 帯固定局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 2	800MHz 帯デジタル MCA（デジタル指令局）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 20 号の 4	高度 MCA 制御局等	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 23 号	PHS 基地局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 23 号の 2	PHS 中継局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 23 号の 3	PHS 試験局	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 24 号	38GHz 帯固定局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 25 号	RZSSB	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 25 号の 4	狭帯域デジタル	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 26 号	車両感知用無線標定陸上局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 3	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー（マグネトロン・第 3 種レーダー）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 28 号の 4	設備規則第 48 条第 1 項のレーダー（固定素子・第 3 種レーダー）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 29 号	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー（マグネトロン・第 4 種レーダー）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 29 号の 2	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー（固定素子・第 4 種レーダー）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 29 号の 3	設備規則第 48 条第 4 項のレーダー（固定素子・第 4 種レーダー）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 2	60GHz 帯高速無線回線用基地局	880,000	220,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 3	60GHz 帯高速無線回線用多方向陸上移動局	880,000	220,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 4	60GHz 帯高速無線回線用対向陸上移動局	880,000	220,000
第 2 条第 1 項第 31 号の 5	80GHz 帯高速無線回線用陸上移動局	880,000	220,000
第 2 条第 1 項第 33 号	狭域通信システム用基地局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 38 号	市町村デジタル防災無線通信用固定局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 40 号	デジタル空港無線通信用陸上移動局（設備規則第 49 条の 15 第 1 項及び第 2 項）	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 41 号	18GHz 帯基地局等（周波数分割複信方式又は時分割複信方式）	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 42 号	18GHz 帯陸上移動局（4 相位相変調方式）	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 43 号	18GHz 帯基地局・陸上移動中継局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 44 号	18GHz 帯電気通信業務用固定局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 48 号	1500MHz 帯電気通信業務用固定局	561,000	220,000

2-3-1-3. 続き その他の無線局（法第38条の2の2第1項第3号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第2条第1項第49号	WiMAX 用基地局等	561,000	220,000
第2条第1項第52号の2	WiMAX 用フェムトセル基地局	561,000	220,000
第2条第1項第52号の3	WiMAX 用屋内小型基地局	561,000	220,000
第2条第1項第53号	AXGP, TD-LTE 用基地局等	561,000	220,000
第2条第1項第54号の2	AXGP, TD-LTE 用フェムトセル基地局	561,000	220,000
第2条第1項第54号の3	AXGP, TD-LTE 用屋内小型基地局	561,000	220,000
第2条第1項第54号の5	第5世代移動通信システム用 基地局	836,000	220,000
第2条第1項第54号の5の2	第5世代移動通信システム用 フェムトセル基地局	836,000	220,000
第2条第1項第54号の5の3	第5世代移動通信システム用 屋内小型基地局	836,000	220,000
第2条第1項第54号の5の4	第5世代移動通信システム用 陸上移動中継局	1,056,000	220,000
第2条第1項第57号	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア	561,000	220,000
第2条第1項第57号の2	地上デジタルテレビジョン放送用 ギャップフィルア（CATV 網等接続型）	561,000	220,000
第2条第1項第57号の3	エリア放送を行う地一般放送局	561,000	220,000
第2条第1項第57号の4	ラジオ放送用ギャップフィルア	561,000	220,000
第2条第1項第58号	簡易型船舶自動識別装置	528,000	220,000
第2条第1項第59号	簡易型国際 VHF（25W 以下）	528,000	220,000
第2条第1項第60号	簡易型国際 VHF（5W 以下）	528,000	220,000
第2条第1項第61号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局	561,000	220,000
第2条第1項第61号の2	200MHz 帯広帯域移動無線通信用基地局	561,000	220,000
第2条第1項第62号	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	561,000	220,000
第2条第1項第62号の2	200MHz 帯広帯域移動無線通信用陸上移動局	561,000	220,000
第2条第1項第63号	700MHz 帯高度道路交通システム用基地局	561,000	220,000
第2条第1項第65号	23GHz 帯陸上移動局	748,000	220,000
第2条第1項第66号	23GHz 帯固定局	748,000	220,000
第2条第1項第67号	11GHz 又は 15GHz 固定局	748,000	220,000
第2条第1項第68号	携帯用位置指示無線標識	528,000	220,000
第2条第1項第69号	6.5GHz 又は 7.5GHz 帯基地局陸上移動局	528,000	220,000
第2条第1項第70号	6GHz 帯電気通信業務用固定局	528,000	220,000
第2条第1項第71号	6.5GHz 又は 7.5GHz 帯固定局	528,000	220,000
第2条第1項第72号	無人移動体画像伝送システム	528,000	220,000
第2条第1項第73号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 基地局	429,000	220,000
第2条第1項第74号	5.2GHz 帯高出力データ通信システム用 陸上移動中継局	429,000	220,000
第2条第1項第76号	150MHz 帯 VHF データ交換装置	528,000	220,000
第2条第1項第77号	400MHz 帯デジタル船上通信設備	528,000	220,000

2-3-1-3. 続き その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

種 別	略 称	認証手数料	
		一の特定無線設備と提出する場合	一の特定無線設備を提出せず試験結果報告書を提出する場合
第 2 条第 1 項第 82 号	43GHz 帯駅プラットフォーム画像伝送システム基地局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 83 号	43GHz 帯列車無線システム基地局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 84 号	43GHz 帯列車無線システム陸上移動局	748,000	220,000
第 2 条第 1 項第 85 号	高高度プラットフォーム固定局 (HAPS)	561,000	220,000
第 2 条第 1 項第 86 号	800MHz 帯三次元測位システム携帯基地局	528,000	220,000
第 2 条第 1 項第 87 号	800MHz 帯広帯域小電力無線システム携帯局	528,000	220,000

2-3-2. 軽微な変更の工事（別表第 4 号第 1 項の軽微な変更の工事に係る事項）

2-3-2-1. 免許不要局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に定める特定無線設備）

2-3-2-2. 包括免許局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備）

2-3-2-3. その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

（単位：円）

証明手数料
88,000

注： 2020 年 7 月 10 日まで工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、従前の例により工事設計認証を受けることが出来る。（令和元年 7 月 11 日総務省令第 27 号附則 4 による）

2-3-3. その他の変更（工場変更及び追加、型式名称変更、製造者名等変更）

2-3-3-1. 免許不要局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号に定める特定無線設備）

2-3-3-2. 包括免許局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に定める特定無線設備）

2-3-3-3. その他の無線局（法第 38 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号に定める特定無線設備）

証明手数料
44,000

注： 2020 年 7 月 10 日まで工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、従前の例により工事設計認証を受けることが出来る。（令和元年 7 月 11 日総務省令第 27 号附則 4 による）

3. 証明、認証ラベルの料金

- (1) 特定無線設備の技術基準適合証明の場合は申込台数分の証明ラベルを購入していただきます。
証明ラベルは申込台数分を発行します。
証明ラベルの料金は技術基準適合証明手数料（申込設備を提出する場合）及び技術基準適合証明手数料（試験結果報告書を提出し、申込設備を提出しない場合）に記載されている証明ラベル費用となります。
- (2) 特定無線設備の工事設計についての認証の場合は、申込者において証明ラベルを作成することができます。
申込時及び認証後、申込者の希望により別表第 15 号に定める様式の証明ラベル作成申込書を提出し、認証ラベルを購入することが出来ます。
認証ラベルの料金：
1 番号あたり 1 枚 33 円（消費税込み）
認証の場合の証明ラベルの最低申し込み枚数は 100 枚とし、100 枚単位とさせていただきます。

4. その他の料金

- (1) 証明書、認証書の再発行
別表第 16 号又は第 17 号に定める様式の再発行依頼書に申込書の写しを添えて申し込みをしてください。
再発行手数料は、6,100 円（消費税込み）です。
尚、再発行された証明書、認証書には、再発行をした旨を記載させていただきます。
- (2) 試験データ、その他の公開可能な書類のコピー
申込時、又は証明、認証後、必要な書類のコピーを申し込みされた申込者に対し、コピーをいたします。
コピー代金は、一枚あたり 130 円（消費税込み）です。
書類の種類により、ご要望にお応えできないことがありますのであらかじめご了承ください。
- (3) 特定無線設備の技術基準適合証明、及び特定無線設備の工事設計についての認証の特性試験（以下、『特性試験』といいます。）に係る追加料金
 - a) 電波暗室又はシールドルームを使用する必要がある場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - b) 振動試験及び温湿度試験などの環境試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - c) 比吸収率試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - d) 動的周波数選択機能（DFS）試験を実施する場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
 - e) 複数の変調方式、動作モードなどを持つ機器について、追加の特性試験を実施した場合は、別途要した時間により追加料金をいただきます。
- (4) 特定無線設備の技術基準適合証明、及び特定無線設備の工事設計についての認証（以下、『認証』といいます。）に係る手数料の減額等
 - a) 2 以上の複合無線設備に係る申込を同時に行う場合は、手数料の最も高額なものの額に、その他の無線設備の手数料額の半額を加算した額を請求いたします。
 - b) 過去 1 年以内に類似した証明規則第 17 条に係る工事設計についての認証申込を行い認証を受けた実績、又は同時に類似した証明規則第 17 条に係る工事設計についての認証申込が複数あり、前述の手数料が合理的でないと弊社が判断する場合は、個別に手数料を設定します。
 - c) 前年 1 月より 12 月までの申込件数実績により、当年 1 月から 12 月までの手数料を弊社が別に定める基準で減額します。
 - d) 平成 16 年 1 月 26 日以前に、特定無線設備の認定点検事業者である者及び弊社が適当と認める事業者からの試験結果報告書が申込書に添付されている場合は、手数料を弊社が別に定める基準で減額します。
 - e) 前述の他、弊社が適当と認める場合に手数料の減額を行うことがあります。

5. 手数料のお支払方法

申込書を受理後、弊社より請求書を発行いたします。請求書を受け取られましたら速やかに、弊社指定銀行口座にお振込みください。また、追加料金が発生した場合については、発生後直ぐに請求書を発行いたします。請求書を受け取られましたら同様にお振込みください。振込みが確認できない場合、審査が出来ないことがあります。

別表第 15 号

証 明 ラ ベ ル 作 成 申 込 書

年 月 日

テュフズードジャパン株式会社 殿

申込者 住 所
会社名
氏 名

印

工事設計の認証の申込をした下記 1 の特定無線設備について、下記 2 のとおり証明ラベルの作成を申し込みます。

記

1 特定無線設備の内容

(1) 特定無線設備の種別	申込時に申し込む場合は申込書、認証後に申し込む場合は認証書の記載事項を記入してください。
(2) 型式又は名称	
(3) 認証番号	認証後に申し込む場合のみ、認証書の記載事項を記入してください。
(4) 認証の年月日	

2 作成を申し込む証明ラベルの内訳

(1) 作成枚数	
(2) 証明ラベルの様式	作成を希望する証明ラベルの様式を記入してください。なお、様式 4、8、10
(3) 設計認証番号	のラベルを希望する場合は、特定無線設備の設計認証及び技術的条件認定の番号を記入してください。
(4) 技術的条件認定番号	

特定無線設備の設計認証及び技術的条件の番号を併記したラベルを作成できるのは、テュフズードジャパン株式会社にて認証及び認定を受けた場合のみです。

3 担当者、証明ラベルの送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
ラベルの 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第 16 号

技術基準適合証明書再発行依頼書

年 月 日

テュフズードジャパン株式会社 殿

申込者 住 所
会社名
氏 名

印

下記のとおり、特定無線設備の技術基準適合証明書の再発行を依頼します。

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
製造番号	
技術基準適合証明番号	
技術基準適合証明の年月日	

2 再発行を希望する理由

--

3 担当者、再発行認証書の送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
認証書の 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

別表第 17 号

認証書再発行依頼書

年 月 日

テュフズードジャパン株式会社 殿

申込者 住 所
会社名
氏 名

㊞

下記のとおり、特定無線設備の工事設計の認証書の再発行を依頼します。

1 特定無線設備の内容

特定無線設備の種別	
電波の型式、周波数及び空中線電力	
型式又は名称	
認証番号	
認証の年月日	

2 再発行を希望する理由

--

3 担当者、再発行認証書の送付先、料金の請求先

申し込み 担当者	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
認証書の 送付先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	
料金の 請求先	住 所	
	会社名及び氏名	
	連絡先電話番号	

改訂履歴

Rev.No	発行日	内 容	備 考
0	平成 30 年 10 月 29 日	初版制定	
1.0	平成 31 年 4 月 15 日	証明ラベルの関する規定内容の修正 証明規則第 2 条第 1 項 第 11 号の 30, 第 11 号の 29, 第 11 号の 31, 第 76 号, 第 77 号 追加 証明規則第 2 条第 1 項 第 4 号 削除 年号修正	
1.1	令和元年 6 月 10 日	証明規則第 2 条第 1 項 第 11 号の 32, 第 20 号の 3, 第 20 号の 4, 第 45 号, 第 76 号, 第 77 号, 第 47 号の 3 追加 証明規則第 2 条第 1 項 第 1 号の 4 削除	
1.2	令和元年 7 月 25 日	5GHz 帯統合に関する新規定の追記(省令記号 XA)	
1.3	令和 2 年 3 月 2 日	特性試験委託業者の追加、無線種別の追加、略称等の誤記修正ならびに金額訂正、等	
2	令和 2 年 12 月 7 日	証明規則第 2 条第 1 項 第 11 号の 34, 第 54 号の 6, 第 11 号の 33, 第 54 号の 5 の追加、一部金額修正	
3	令和 3 年 12 月 1 日	法人代表者の氏名の削除 (別表第 2 号、第 10 号)	
4	令和 4 年 7 月 11 日	業務規程の公開の条項追加(第 6 条)、証明規則第 2 条第 1 項 第 47 号の 4、第 6 号の 2 の 2 の追加、第 11 号の 30、第 11 号の 32、第 11 号の 29、第 11 号の 31 の記述修正、認証手数料見直し、注釈追加、等	
5	令和 4 年 9 月 27 日	第 18 条の項目追加、証明規則第 2 条第 1 項第 78 号、第 79 号、第 80 号、第 9 号の 3、第 9 号の 4、第 28 号の 2 の 5、第 28 号の 2 の 6 の追加、一部金額修正、記述追記・修正、等	
6	令和 5 年 12 月 22 日	第 38 条の文章修正、認証手数料の変更	
7	令和 6 年 3 月 28 日	証明規則第 2 条第 1 項第 4 号の 6 の 2、第 4 号の 6 の 3、第 4 号の 6 の 4、第 81 号の追加、記述修正、会社ロゴ刷新	

8	令和 7 年 9 月 1 日	証明規則第 2 条第 1 項第 6 号の 4、第 11 号の 30 の 2、第 11 号の 30 の 3、第 11 号の 32 の 2、第 11 号の 32 の 3、第 11 号の 34 の 2、第 54 号の 6 の 2、第 54 号の 6 の 3、第 11 号の 29 の 2、第 11 号の 29 の 3、第 11 号の 29 の 4、第 11 号の 31 の 2、第 11 号の 31 の 3、第 11 号の 31 の 4、第 11 号の 33 の 2、第 11 号の 33 の 3、第 54 号の 5 の 2、第 54 号の 5 の 3、第 54 号の 5 の 4 の追加、記述追記・修正	
9	令和 8 年 9 月 1 日	証明規則第 2 条第 1 項第 8 号テレメータ用、テレコントロール用、データ伝送用に 800MHz 帯の追加。 証明規則第 2 条第 1 項第 19 号の 5 から第 19 号の 11、第 27 号の削除。 証明規則第 2 条第 1 項第 9 号の 5、第 11 号の 20 の 7、第 11 号の 33 の 4、第 15 号の 4、第 29 号の 3、第 82 号から 87 号の追加。 一部認証手数料の変更。	